

平成18年第2回防府市議会定例会会議録（その2）

平成18年7月3日（月曜日）

議事日程

平成18年7月3日（月曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	行 重 延 昭 君	2番	原 田 洋 介 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	高 砂 朋 子 君
5番	斉 藤 旭 君	6番	横 田 和 雄 君
7番	弘 中 正 俊 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	山 本 久 江 君	10番	重 川 恭 年 君
11番	三 原 昭 治 君	12番	木 村 一 彦 君
13番	安 藤 二 郎 君	14番	平 田 豊 民 君
15番	田 中 敏 靖 君	16番	藤 野 文 彦 君
17番	山 根 祐 二 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	伊 藤 央 君	20番	松 村 学 君
22番	大 村 崇 治 君	23番	河 村 龍 夫 君
24番	山 下 和 明 君	25番	馬 野 昭 彦 君
26番	深 田 慎 治 君	27番	山 田 如 仙 君
28番	中 司 実 君	29番	田 中 健 次 君
30番	久 保 玄 爾 君		

欠席議員（1名）

21番	佐 鹿 博 敏 君
-----	-----------

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
収入役	林甫君	副収入役	内藤和行君
財務部長	中村隆君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、伊藤議員、20番、松村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことにいたしますので御了承お願いいたします。

これより質問に入ります。最初は2番、原田議員。

〔2番 原田 洋介君 登壇〕

2番（原田 洋介君） おはようございます。会派息吹の原田でございます。元気いっぱい25歳も、いつのまにか35歳になってしまいました。10年前と比べると、体型も

髪形も少々変わってしまいましたが、初心を忘れず頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告の順に従いまして質問いたします。

第1点目、中核都市形成ということについて質問させていただきます。

後期基本計画における「中核都市の形成」とは何なのかということについてお伺いいたします。

「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府～21世紀にはばたく美しい中核都市を目指して～」を基本目標とする第三次防府市総合計画の後期計画が、この3月に策定されました。この後期計画は、これから2010年度までの防府市のまちづくりの指針となってくるわけですが、この基本目標には、先ほども申しましたように、「中核都市を目指して」とあり、基本計画の中身につきましても、「中核都市づくりに向けた都市型産業の育成」とあり、基本計画推進方策には、広域行政の推進という項に「中核都市の形成」とあります。中核都市の形成、この中核都市が意図するところは一体何なのか。山口市との合併による地方自治法第252条の22第1項に定める法律上の中核市を目指すものなのか、お伺いいたします。

2点目は合併についてでございます。

先ごろ行われました市長選挙において、松浦市長が三選を果たされました。この選挙の争点は、合併の是非だとも言われ、合併反対を掲げられた現職の松浦市長が当選されたわけでございます。市町村合併は究極の行政改革であると言われております。市長も、選挙前に行われました公開討論会でのお話などを聞いておりますと、その認識はお持ちであると思っております。しかしながら、選挙後のマスコミのインタビュー、その他報道などで、合併協議は終わったこと、任期中は合併しないということをお断りされておりますが、この件について質問させていただきます。

平成17年3月までの期限であった旧合併特例法のもとで合併に至らなかった自治体の合併を促す目的で、新たな合併特例法が制定されました。旧特例法は自治体の自主的な取り組みを求めておりましたが、新特例法は都道府県が設置する合併推進審議会が策定する構想が示す自治体の枠組みに基づき、合併協議会の設置勧告を可能にするなど、都道府県の権限強化による合併の推進を打ち出しております。

この新特例法は、旧特例法と同じく5年間の時限立法で、その期限は平成22年3月末までとなっており、今後4年間の松浦市長の任期とちょうど重なるわけでございます。つまり、任期中は合併しないということは、新合併特例法の期限内には合併しないということになりますが、このことについて改めて市長のお考えをお聞かせいただければと思いま

すし、この4年間で過ぎれば合併はあり得るのかということについてもお伺いいたします。

次に、県に対する対応についてお伺いいたします。

先日、新しい合併特例法に基づき設置されました山口県市町合併推進審議会により、現在22ある県内の自治体を、将来的には9つの地域の合併が望ましいとする山口県市町合併推進構想が発表されました。この構想によりますと、防府市は国の基本指針による中核市を目指す組み合わせに分類され、新しい山口市、阿東町とともに30万都市を形成すべきだということになっております。

この構想は、策定される過程において、県から各市町村に対し、「市町村行政の今後のあり方及び市町村合併に」という調査がなされました。県のホームページ上でもこの調査結果は公表されておりますが、この結果によりますと、防府市の県に対する回答は、合併に対する基本的な考え方としては、「合併に取り組む必要がある」、合併の具体的な取り組みについては、「新法の期限内に取り組む」となっております。合併推進構想は、要するに、この調査結果に基づいて策定されたわけですが、今後、防府市がこのまま単独市政を継続していくということは、県に対する回答の中身とも、国・県の進める施策とも相反することになるかと思えます。このことにより、今後、国・県との関係が悪化し、各種事業の遂行に支障を来すことになるのではないかと憂慮されている市民の方々もいらっしゃるわけですが、今後の県との関係についてどのようにされるのか、お伺いいたします。

大きな2点目といたしまして、公共施設におけるバリアフリーについてお伺いいたします。

さきの国会におきまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる「新バリアフリー法」が制定され、半年以内に施行されることとなりました。この法律は、建築物を対象にしたハートビル法と、公共交通の旅客施設などを対象とする交通バリアフリー法を一体化したもので、駅周辺などで、公園や駐車場、道路なども含めてバリアフリーを一体的に進めることが目的となっております。

法律では、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、施設設置管理者、その他高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する施設を設置し、また管理するものは、移動等円滑化のための必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。この市役所の庁舎、また各地域における出張所、公民館など、公共施設の設置者は、この防府市にほかなりません。

先日、私は市内の公民館がどのような状況にあるのか、1人で見に行ってまいりました。玄関の段差解消のためのスロープは各公民館とも設置してありましたが、そのスロープに

手すりがついていたところは3カ所のみでございました。スロープにつきましても、実際に高齢者の方が車いすを利用されると大変危険だと見受けられるような箇所もございました。

防府市は、昭和58年に福祉都市宣言をした福祉都市でもあります。その実態はいかがでしょうか。現在、市内の公共施設におけるバリアフリー対策の現状をどの程度把握なさっているのか、執行部の見解をお伺いいたします。

質問の最後になりますが、市長の所信表明について、住民投票条例について質問させていただきます。

所信表明の中で、「住民投票条例を9月議会上程を目指し準備」との御発言がございました。9月議会となると、あともう2カ月しかございません。そういった限りあるスケジュールの中で策定できるのかといういささかの疑問も生じてくるわけでございますが、住民投票条例というものは、近年、多くの自治体で制定されている動きにあります。

そういった制定している他市の条例の事例などを見ても、まちづくりの基本原則、市民参加の概念を明確化した、いわゆる自治基本条例と一体的に制度化なされているところが多くございます。自治基本条例の先駆けとして知られる北海道ニセコ町のまちづくり条例でも、条例と一体的に住民投票を制度化しておりますし、市民参加制度の先進地として知られる箕面市におきましても、市民参加の基本的な指針を示す市民参加条例の中に、初めて市民投票をうたっております。

近年、この自治基本条例を制定している自治体におきましては、自治基本条例の概念づくりから幅広い市民の方々に投げかけ、文字どおり市民参加で手づくりの条例制定を進められており、その中で住民投票などをどのように取り入れようかということも考えられております。住民投票の中には、18歳以上の市民の方々に投票権を与えている自治体もございます。永住外国人の方々にも投票権を与えている自治体もございます。

住民投票を制度化するに当たっては、慎重に協議しなければならないさまざまな問題があるかと思えますし、市民を交えた策定委員会などを経て、他市の事例などと同じように、自治基本条例とともに市民参加制度として一体的につくり上げるべきものだと考えております。

同じ所信表明の中で、市民参画について、市民公募委員を中心とした懇話会を立ち上げ、市民参画の仕組みづくりについて検討したいというお話もございましたけれども、こういった懇話会に諮ってから住民投票が制度化されても十分ではないのかと思えますが、執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、中核都市の形成についてと所信表明についての御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問のうち、後期基本計画における中核都市の形成についてでございますが、後期基本計画は、平成12年度に策定した第三次防府市総合計画の基本構想に基づき策定したもので、この構想において、中核都市とは、県全体に波及効果を及ぼす高いレベルの都市機能が集積し、行政、教育、文化、医療、情報などのさまざまな分野で県全体の発展をリードしてゆく都市と定義しているところでございます。したがって、まずは産業の集積や文化といった地域の特性を十分に活用した存在感のあるまちづくりに努め、潤いと安らぎに満ちた生活が享受でき、コンパクトで安心・安全・快適で、防府らしいまちを構築することが中核都市の形成につながるものと考えております。

次に、任期中の合併はしないのかということについてでございますが、私は、県央合併については情熱を持って取り組んでまいりました。所信表明でも申し上げましたが、防府市として、名も捨て、家も捨て、まさに百歩譲る形で協議いたしてまいりましたが、さらなる譲歩、すなわち10年先に特定の場所に新庁舎を建設することを協議会で決定することは、到底市民の皆様の御理解を得ることができないものであり、このことを申し上げたところ、協議会は休止され、結果として、これまでどおりの単独市政を継続することになりました。県央部は、千載一遇のチャンスを逃したのであり、私はこの時点で県央合併は区切りがついたものと考えておりましたし、このたびの選挙において、市民の皆様の御意向は明確になったと確信しております。

一方、当時、合併協議の相手方でありました山口市におかれては、合併され、新市を発足されてまだ日が浅く、どのような市政運営をなされているのか、またどのような財政状況であるのかなど、はっきりとは見えてきておりません。本市といたしましては、これらの状況を見きわめることも必要であると考えております。

したがって、今はそれぞれのまちづくりに取り組んでいる時期であり、お互いに落ちついた状況になるには、まだ数年を要するのではないかと考えております。

また、合併はお互いが相手の立場に立って取り組むことが大切であり、その信頼関係と姿勢が平等でなければ成り立つものではありません。今は、新たな合併協議は考えられないところでございます。

次に、県に対する対応についてでございますが、市町村の合併の特例等に関する法律第59条において、都道府県は当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する

基本構想を定めるものとする。また、策定や改定に当たっては、市町村合併推進協議会の意見を聞かなければならないと規定されています。

山口県におかれては、昨年、この基本構想を策定するため、山口県市町合併推進協議会を設置され、4回の審議会を開催し、先日、構想案が発表されたところです。

この審議会の審議過程において、市・町への文書での調査や、審議会委員の方みずからの首長への聞き取り調査などが実施されましたが、御質問の県への回答とは、昨年12月、その一環としてなされた「市町行政の今後のあり方及び市町合併についての調査」において回答したものでございます。

その中では、まず市町合併の基本的な考え方についての設問がありました。その設問には、「ア、合併に取り組む必要がある」、「イ、合併に取り組む必要はない」、「ウ、その他」との選択肢が用意されておりました。私は、スケールメリットのある合併を否定するものではございませんし、選択肢が事実上イエス・オア・ノーの二通りであったことから、「ア、合併に取り組む必要がある」を選択したものです。

また、市町合併についてへの具体的な取り組みという設問では、「ア、緊急に取り組む予定である」、「イ、合併新法の期間内には取り組む予定である」、「ウ、新法の期限内では困難であるが、将来的には取り組む予定である」との選択肢が用意されておりました。これにつきましては、もし合併を考えるのであれば、行財政支援を考えることも必要との思いから、「防府市は常にスケールメリットのある合併を追求していこうと考えていますが、現時点での予定は白紙です。しかし、合併に取り組むからには、新法による各種の行財政支援も視野に入れる必要があるという思いからイを選択したものです」という理由を明確に記入した上で、「イ、合併新法の期間内には取り組む予定である」と回答したものでございます。

さらに、今後のスケジュールを問われていましたので、「具体的なタイムスケジュールを設定する段階にはありませんが、市民の理解を得られるプロセスを踏むことが肝要であると考えています。すなわち、事務的な協議において、大方の主要課題をあらかじめ克服した後に、アンケートなどにより市民の意向を把握し、その上で本格的な合併協議を進めていくといった住民自治の精神に基づいた手続が必要で」とも回答しています。

また、本年1月には審議会委員が来庁され、聞き取り調査がありましたが、その場においても、「広域合併については、情熱を持ってこれまで取り組んできたが、単独市政でやっていけないわけではない。もっとすばらしいまちをつくる上で、スケールメリットのある、夢の持てるものが見えたときに合併ということになる。優先すべきは単独での発展と考えており、機運が出てくれば合併に向かうことにもなるだろうが、山口市はまだ合併直後で

あり、落ちついた段階で話ができるには二、三年はかかると思う」と申し上げており、これらの概要は県のホームページなどにも掲載されているところです。

また先日、山口県市町合併推進構想（案）が発表されましたが、構想案は構想案として拝見させていただきました。

私は、先ほどから申し上げておりますように、合併につきましては、市民の皆様の御理解を得ることが大前提であるということを経験的なスタンスとして、今はまず行政改革などを継続し、単独で発展できる足腰の強い自治体づくりに邁進し、防府市がみずからを高めていくことが肝要であると考えております。

以上のような私の合併問題でのスタンスについて、市民の皆様の深い御理解と御期待が、このたびの選挙でいただいたものと確信しております。

続きまして、所信表明に関して、住民投票条例の制定までのプロセスについて、市民参加システムとして、自治基本条例などとともに一体的に制度化すべきとの御質問でございます。お答えいたします。

御承知のとおり、住民投票は、合併問題など市の将来にかかわるような市政運営における極めて重要な事項について、市民の皆様の意思を直接問う制度でございます。地方自治を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、これに即した対応が求められている中、市民の賛否を問うべき市の将来にかかわる案件が生じた場合、市政をあずかる者として、迅速かつ的確に対応するため早期に制定するものです。そして、このことは、今回の市長選挙において、住民投票条例の早期制定をお訴えし、御賛同をいただいているものでございます。

また、「市民の参画と協働の推進」については、これからのまちづくりにかかわる最も重要なものですので、その仕組みづくりに当たっては、市民の皆様の御意見をお聞きすることをはじめ、あらゆる観点から検討する必要があります。このため、市民公募の委員を中心とした懇話会を設置し、市民参画のあり方や推進方法について広く御検討いただくことにしております。この懇話会で議論される中で、自治基本条例が必要とのことになれば、制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、助役より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） ゆっくりと懇切丁寧な御説明をいただきまして、本当にありがとうございました。

ちょっと何点か、いろいろとまた改めてお伺いしていきたいと思いますが、まず初めの中核都市という意味について、今、御説明いただきましたけれども、ただ、今、防府市が

新しい山口市、そして周南市というものに挟まれている状況の中で、今後、この山口県をリードする中核都市となり得るのか、そしてまた今壇上でも市長の御答弁にもありましたけれども、小さくてもきらりと光るコンパクトシティということをおっしゃっておられますが、これと、その波及効果を及ぼす中核都市ということになると、若干ニュアンスが違ってくるような感じもいたしますが、そのあたりについて御回答いただければと。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） ニュアンスが違ふとおっしゃいましたけど、私の立場では、ニュアンスは全く違わないと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。

それでは、次に移りたいと思いますが、ちょうど任期中の合併の件でございますが、改めて市長のお考えというものを今おっしゃっていただきましたけれども、再度御確認いたしますけれども、合併をしないということは、市民の大勢の方、大半の方が、その合併をよしと思わず、単独市政の道を歩まれることを支持されたということを経理自身は御認識なさっているという考えでよろしいでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） より詳しく申し上げますと、12%以上投票率がアップしたことは、これは市民の危機感が投票率をアップさせたと思っておりますし、私への票がこれまた60%を超えたことも、私への期待感のあらわれである、このように思っておりますので、これ以上の詳しい御説明はないかと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。ありがとうございます。

今、選挙の投票のことについてもございましたが、若干そのあたりのことについても伺いさせていただきたいと思いますが、この選挙のころに、3月ごろからですか、市民の間で、合併すると市民税が上がるんじゃないか、水道料金が上がるんじゃないかというような話がなされてまいりました。それは市内全域に及び、それもかつ半端な量ではございませんでした。この選挙選において、市長もこういう話をお耳にされたことがあるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は一度も発言しておりませんし、私どものサイドからもそのような文書は出しておりません。

ただ、事業所税が新設されて、これは5年間の猶予期間はございましょうが、御存じの

とおり、1,000平米以上の事業所あるいは100人以上雇用しておる事業所につき、1平米当たり600円あるいは1人につき総給料額の0.25%が事業所税として課せられるということは厳然たる事実でございますので、合併したら税金が上がるということは全面的な間違いではないことではないかと、私はそのように受けとめて聞いておりました。以上です。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） 私どもがよく耳にしたのは、事業所税とかは大きな企業にかかってくるものですが、市民税というものは市民生活に直結したものでございまして、このあたりの税金が上がるということは、それはもう市民生活にとっては多大な影響を与えるものですが、このあたりについて、実際市長はお聞きになったかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私はほとんど聞いておりません。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） はい、わかりました。

なぜか私の耳には、本当にたくさんの方からそういうことをおっしゃっていただきましたし、そういうことを実際に聞かれることもありました。

その選挙の前に、4月でしたか、実際にある会合で、そういった参加されてる方々に、市民税が上がるという話を聞かれたことがありますかということをお聞きしましたところ、半数以上の方が、そういう話を聞いたことあるよ、ほんとどうなるんかということをおっしゃっておられました。

ここで、実際にどうなのかということをお聞きしたいんですが、実際、合併することによって市民税が上がることはありますか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） _____

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） いや、今申し上げておりますのは、その……。

財務部長（中村 隆君） 一般的には、制限税率というものが定められておりますけれど、例えば制限税率が外されておるものも、ここ最近の税法の改正の中でございますので、そういった可能性もあるということをお知らせしたところでございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） 難しい御回答をいただきましたけれども、そういったことは、例えば市民の、一般的な市民の方々がそういうことが判断できるというか、そういうことを知り得ることができるのかということをお聞きしたいと思います。上がる可能性があるということですか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） どのような過程で市税が上がるかというのがちょっと不思議なんですけど、さきの合併協議におきましても、私ども幹事をしておりましたけれども、市民の方から税金が上がるというお話を聞いたことがあります。そのときの答えなんですけど、市民税等は税法で決められておりますと、決して上がることはありませんということをお知らせしましたし、市の特別委員会でも申し上げたと思います。

したがって、一般的な税については、合併したら上がるというものは税法上はないというふうに認識しております。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） ありがとうございます。

それでは、今、助役がおっしゃっていただきましたとおり、合併したからといって市民税が上がることは決してないということですが、これだけ多くの市民の方々がそういう認識でいらしゃったということは、少なからず市民の方の投票行動に影響が出てきたのではないかとこのように思うわけですが、このあたり市長は、そういう情報が投票行動に影響が出たというふうに考えられますでしょうか、御回答いただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は当事者でありまして、客観的に論評できる立場にはございません。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。

それでは、結局、先ほど助役も申されましたけれども、合併協議会に参加して、合併協

議を進めている段階で、そういうことを市の方に説明なされたいということですが、今さら、こういった誤った認識を市民の方々が持っていらっしゃるということは、それまで正しい情報が市民の方に十分伝わっていなかったというふうに考えられると思いますけれども、このあたりのことについて、今、助役が答えられましたので助役にお聞きしたいと思いますが、どうお考えになられるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） さきの合併協議で、市議会の特別委員会におきましても、つぶさに御報告申し上げました。また、市広報にも、概要版でありますけれども、必ず掲載をさせていただきまし、ホームページに至りましては、その議事録までも出させていただいておる、あるいは資料等も出させていただいておるところであります、私どもは、ありとあらゆるメディア等々もとらまえて、その報告に努めてきたというふうに思っておりますし、実際そのようにしてまいりました。

税金が上がる云々でございますが、そのとき特別委員会でも出ましたように、税金が上がるんじゃないかという論議を聞くよというのは、その当時からあったことでございます。その辺については、何度も申し上げましたけれども、一般的に税というのは税法で決められておるから、市がその税法を曲げてまでやることはできない、上がらないといったことについては何度も繰り返しお知らせいたしました。それは今回の選挙ではありません。以前の合併協議におきましても、何度も御説明させていただいたとおりであります。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。ありがとうございます。

実際に、その選挙が終わった今現在でも、そういったことを感じていらっしゃる、思っ
ていらっしゃる、誤った認識でいらっしゃる市民の方もたくさんいらっしゃいますけれども、では改めて、そういった市民の方々に對し、市広報などを通じて、合併しても市民税は上がりませんというような正確な情報を提供する必要があるのではないかと
いうふうに私は思うわけですが、そのあたりについていかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 合併の問題は、防府市におきましては2年前に完全に区切りがついておりまして、今さらそれをどうのこうの言うことの方がかえっておかしいこと
でありまして、平等に考えてみたら答えは出ることはないかと思ひます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） わかりました。

先ほど、市長の御答弁の中にもございましたけれども、合併について、任期中はないと、

今後、そういう機運が市民の間で起こってくれば、そういうこともあながち考えられないわけではないというふうな趣旨の御発言もなさいましたけれども、今の状態が続くと、そのような機運にもならないと考えるのが、そういうふうな機運に市民の間では絶対に持つていけないというふうに私ども考えます。

こういった誤った情報、正確な情報を市民に伝えるということは、その市行政にとってとても大切なことですので、このようなことが続くと、今後また何か新しい施策を進めていくときにも、同じような状況が起こることが考えられます。ぜひとも、しっかりと市広報、そしてホームページなどを通じて、市民の皆さんに対して、正確で正しい情報を発信されるということを常に念頭に置かれて市政運営を進めていかれることを強く要望いたし、この項を終わります。

そして次に、県との関係でございますけれども、現行の地方自治制度におきましては、市と県というのは切っても切れない関係であるというふうに思っております。

今後、単独市政を歩む防府市としても、その発展のためには、県との良好な関係というものは保たなければならないと思っておりますし、そしてそのような努力をされていかれるべきだというふうに思っておりますので、ぜひともこのあたりも上手に進めていかれるようお願いいたしまして、この1番目の項を終わらせていただきます。

続いて、住民投票条例のことですが、この件につきましては、事前通告をなさっている議員さんもうらっしゃいますので、大まかな点についてのみお伺いさせていただきたいと思っておりますが、今、執行部で考えていらっしゃる住民投票条例というものは、例えば山口市との合併の是非を問う特定のものとして制定されるお考えなのか、それとも市の重要課題に対して恒久的に住民投票を行える常設型のものとして考えていらっしゃるのか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 3月議会あるいは選挙が終わりまして、急ぐように指示を受けておりますので、その内容等について、事務的な立場から御説明申し上げます。

条例の形式でございますけれども、特定の事案かあるいは常設型かという御質問であります。前岩国市がありましたように、あるいは今回の山陽小野田市が制定されましたように、常設型という方向性を考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） それでは、常設型ということで、そういった市に対する重要案件が生じた場合に、その住民投票を図るために制定されるということでございますけれども、それでは想定される重要案件、重要問題というものはどのようなものが考えられるか、

そしてその事案については、今後どのくらいにというか、急に発生するようなことがあり得るのか、そのあたりのことをお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 対象事案でございますが、市政運営上の重要事項ということでございますので、例えばのお話ですけれども、合併もしかりでしょう、例えば都市計画の区域区分の線引きもしかりでしょう。そういった住民に重大な影響を及ぼすという事案であります。

今後、急に起こるのか起こらないのかということでございますけれども、それは今後のことでございますので、そのあたりは想定いたしておりません。急とか、いつかということとは想定いたしておりません。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） 当分先のことであるというふうなことで、なかなかはっきりとわからないと思いますけれども、それが、例えば9月までに何かそういう問題が生じるということとはございますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 今お答えいたしましたように、先のことですからわかりません。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） 先はわからないということでございますけれども、こういった住民投票条例というのは、先ほど申しましたとおり、本当に幅広い市民の方々に、どういう形式がいいのか、どういう形がいいのかということをしかりと精査されて、そして市民手づくりでつくられる方が私は理想だというふうに思っております。ぜひ、そういった方々に、壇上でも私申し上げましたけれども、市民の方を交えた住民自治基本条例等を一緒に出していただきたいというのがありますけれども、最低でもそういった市民の方々に諮って、そして市民の方々と一緒に、この市民の声を生かした形の制度化されることを要望いたしまして、この項を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は公共施設のバリアフリーについて、助役。

助役（嘉村 悦男君） それでは、他の部署にまたがりますので、自席で申しわけありませんが、回答させていただきます。

公共施設におけるバリアフリー対策の現状についての御質問にお答えします。

まず、公共施設のバリアフリーに対する考え方についてですが、防府市が高齢者や身体障害者の方々にとりましても住みやすいまちであるように、ハートビル法や交通バリアフリー法の目指すまちづくりをしなければならぬと考えています。

市の施設で、新たに建設しているものにつきましては、バリアフリーの対策について考慮しておりますが、市庁舎のように老朽化が進み、構造上改修等が困難な施設は、高齢者や身体障害者の方が円滑に移動できる万全の施設とは言いがたい現状だということを認識しています。そのような施設につきましては、和式トイレを洋式へ改修するなど、少しでも来庁者や施設利用者が利用しやすい施設になるように努めているところであります。

議員御指摘の、市庁舎や公民館の出入り口のスロープの手すりの設置をはじめとした改修につきましては、早急に検討し、できるところから対応していきたいと思っております。

今後とも、高齢者や身体障害者の方が円滑に利用できるように、その利便性、安全性をより一層高めるように努めてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（原田 洋介君） ありがとうございます。非常に前向きな御答弁をいただいたというふうに私自身認識しております。

実際に、市民の方が一番よく利用される市役所の4号館の前にもスロープがございますけれども、ここも本当に非常に危険な状態であり、いろんな市民の方々が何とかならんのかということをおっしゃいます。

ただ、公民館とか回ってみますと、ただスロープが設置してあるというようなところがたくさんあるんですね。本当に急なところで、実際に、車いすで、手すりもなしで、高齢者の方であったり障害者の方がそのスロープを上がれないような、そして1人でありられないような、そんなのがたくさんございます。

もう一度しっかり見ていただいて、できるところから順次進めていくということでございますので、積極的な推進を進められますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、13番、安藤議員。

〔13番 安藤 二郎君 登壇〕

13番（安藤 二郎君） おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、これからの「まちのすがた」についてということであります。

その前に、まずもって今回の選挙、松浦市長におかれましては、見事な結果を出されたことに対して、改めて敬意を表したいというふうに思います。

さて、それに伴う先日のお信表明、これから防府のまちをどのような姿にしていくのか

というのを楽しみにしておりましたけれども、ひたすら方法論で、その姿は見ることはできませんでした。

しかし、その中で、各地域に人口割で2名から5名程度の地区担当職員を配し、地域の事情把握に努めると述べられたことは大変驚きでした。それは、市長さん覚えておられるかどうかわかりませんが、私が議員になって1年目の平成13年12月、一般質問におきまして、これと全く同一の提案をしております。今やっと、5年たって理解されたのか、あるいは5年もたたないと受け入れてもらえないのか、かなり心境複雑ですけれども、この点につきましては、今後の議員のあり方も含めて高く評価したいと思っております。さりとて、これも単なるまちづくりのための一手法にすぎません。

一方、また相変わらずその中で「名も捨て、家も捨て」などというフレーズを使っておられますけれども、いいかげんに卒業されたいかがなものでしょうか。もう少し次元を高めていきましょう。

昭和54年といいますから、今から27年も前、一番最初に生涯学習都市宣言を発信されたのは、松浦市長さんもよく御存じの掛川市の榛村市長さんです。彼はその中で、限られた財源の中で、無限の市民のニーズに応じていくためには、市民・住民にみずから優先順位をつける価値判断力を持ってもらわなくてはならないとしまして、一たび市民・住民が主体というからには、市民・住民に十分学習してもらわなければ衆愚政治に陥ってしまうであろうと。そこで、市はあらゆる情報をわかりやすく公開して、市政即生涯学習となり、一人ひとりが市政の根源的担い手になってほしいというふうに訴えておられます。御存じのとおり、衆愚政治というのは間違った民主政治の典型の形であります。

先年、同僚議員の質問に対して、松浦市長さんは、「私の軸は市民の心です」と言っておられましたけれども、限られた情報しか提供せずに市民の声を聞くシステムをつくるのは、衆愚政治に陥ってしまう危険性を秘めております。

合併は目的ではありません。まちづくりのための一つの選択肢にすぎません。まちの姿さえ明確であれば、そのまちづくりにとって、どうしても必要なことならすればいいし、必要がなければなくてもいい。つまり、合併はまちづくりのための一手法にすぎないのです。

そうではなくて、一体松浦市長さんはどんなまちの姿を描いているんですか。そのまちの姿を実現するために、合併がどのように邪魔をしているのでしょうか。合併しなかったら、それは実現できるのでしょうか。そのまちの姿が全く見えてまいりません。そうした最も大切な情報を市民に提供しなくてはならないのです。

ここで質問です。松浦市長さんは、これからの防府の「まちのすがた」はどのようなも

のであるべきだとお考えなのか、御所見をお伺いたします。

大きな2つ目、ふるさと回帰支援システムについてということであります。

最初に、I J Uターン対策・「団塊世代」受け入れ準備について。

団塊の世代というのは、一般的には昭和22年4月2日生まれから昭和25年4月1日生まれまでの約750万人が対象となっております。団塊世代についてちょっと触れてみますと、団塊の世代が生まれました1947年、このときの平均寿命は、男子が50歳、女子が54歳です。これが、50年後の1997年の人口動態統計では、男性が77歳、女性が84歳まで延びております。すなわち、50年で男性の寿命は27歳、女性の寿命は30歳延びたこととなります。こういう世代に生きてきた人たちが団塊の世代です。

そして、団塊の世代には2つの特徴があるとされておりまして。

1つは、この人たちはサラリーマン社会の申し子だということで、この人が生まれたころの就業構造を見てみますと、実は働く人の6割以上が自営業者、すなわち農業とかお店屋さん、そういったものでした。ところが、これが急速に変わってまいりまして、彼らが高校、大学を卒業するあたりになりますと、実に比例が全く逆転しまして、自営業は4割を割り込みまして、サラリーマン世帯が6割以上になります。そして今、最後の人生を迎えておられる2000年代、サラリーマンが8割を超えております。したがって、団塊の世代はサラリーマン社会の申し子であるということが1点。

第2点は、生まれながらにして幸運だった世代である。何よりも幸運だったのは、職業人生で、本来であれば、就職時期になりますと大変困難な状態になりますが、就職したのは高度成長期です。したがって、就職に何ら心配のないときであったわけです。さらには、団塊の世代の人たちには、もうすぐ年金の支給が始まりますけれど、最近、年金給付額が削減されておりますが、団塊世代はほぼ満額もらえる世代です。

さて、このように、戦後、恵まれた世代であるとともに、会社人間として、組織の一員として、その能力を存分に発揮してきたこの方たちを存分に活用しようではありませんか。このひな壇にも優秀な該当者がたくさんおられます。この人たちをほうっておく手はありません。そして定住人口を増やしましょう。

そこで、第1点として、団塊の世代の数を市内外について掌握しておられるかどうかお尋ねいたします。

第2点として、山口県においても、あるいは他の自治体においても、そのための準備をされておりますけれども、防府市ではどのような準備がされているでしょうか。

第2点、「ふるさと回帰支援センター」の存在についてです。

近年、新しい価値観のもとに、地方暮らしを希望する都市生活者が急増しております。

こうした時代の要請を受けて、2002年11月、全国の消費者団体、労働組合、農林漁業団体、民間団体などが一堂に集い、NPO法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター、略称、ふるさと回帰支援センターが設立されました。

もともとの運動は、日本労働組合総連合会、すなわち連合ですが、これの政策提案が結実したもので、1999年、全国農業協同組合中央会の呼びかけで、その中で100万人のふるさと回帰運動の推進が提起されたものなのであります。連合は、100万人のふるさと回帰・循環運動の具体的な推進を通して、21世紀の新たな暮らし方、新しい価値観に基づく生き方の提案として、ふるさと暮らしを希望する大都市生活者を応援する、また、このことを通して、地域の活性化と産業としての農林漁業の見直しに貢献できればと考えているようであります。

このようにして立ち上げられたふるさと回帰支援センターは、全国知事会、全国県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会等地方六団体も後援しております。今、多くの自治体がこのNPO法人に興味を示しております。防府市においても、ぜひ参画されて、これからの地域活性化の一助にされたいかがででしょうか、お尋ねいたします。

3番目、「情報センター」について。

そのまちに定住したいと考える人たちにとって、そのまちに関するいろいろな情報を得ることは必要不可欠なことです。住環境は十分に整っているのか、住民サービスはどの程度か、働ける場所は用意されているか、まちはきれいかなど、ふるさとに帰って豊かな生活をしよう、そして防府に行ってみようかという気を起こさせるための環境づくり、防府市の発信を早急に整えなくてはなりません。

ここにきて、急速にすそ野が拡大してまいりましたインターネットは、最大の武器となっております。その上、還暦を迎えたといえども、団塊の世代は、間違いなくすべての人たちがインターネットへの拒否はないはずであります。

さて、防府市ではことし3月、防府市地域情報化アクションプランが提示され、その中で、(仮称)防府市情報センターの整備を検討するとされており、その活用に期待がかかっておりましたが、何ということでしょうか、このセンター、今年から3カ年にわたって調査・検討となっております。

2007年問題は既に来年の話です。3年もかけて、一体何をしようというのでしょうか。どんな立派な、あるいはまたどんな奇想天外なセンターをつくろうというのでしょうか。既に時間がありません。団塊の世代の人たちの防府市の情報源として、センターの役割は極めて重要です。早急に立ち上げなくてはなりません。

そこで質問です。

アクションプランで示されているセンターとは、具体的にどのようなものを想定されているのか。また、これから3カ年、調査・研究としておりますけれども、何を、どのように調査・研究されるのか、その具体的内容について御説明ください。

2番目、センター立ち上げのための必須条件として、防府市ポータルサイトの構築はありますけれども、このための計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

3番目、具体的に1つ例を出しますが、既に市内の地図情報についてはデジタル化されておりまして、GIS、すなわちジオグラフィック・インフォメーション・システムは庁内で稼動状態にあります。これを活用しない手はありません。特に、市内インフラ現況提示のためにこのGISを活用するといったことは、すぐにでも可能と思われませんが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 13番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の、これからの「まちのすがた」についてでございますが、私は市長就任以来、市民が主役の市政を念頭に、コンパクトで安全・安心・快適で防府らしいまちづくりを理念として、「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現に向け、全力を挙げてまちづくりに取り組んでまいりました。「市民が主役の市政」の思いは、今後もいささかも揺らくものではございません。

御質問のこれからの「まちのすがた」については、今後ますます進行するであろう少子・高齢化などに対応でき、すべての市民が安心・安全で自立した日常生活を営むことができる、そして地域の特性を生かした個性あるまちであり、誇りの持てるまちであると考えております。そのためには、本市の持つ人的・物的な資源を最大限に活用していくことを基本とし、生活実感の向上や共同体意識の高揚、地域経済の活性化などを通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のある防府市らしいまちづくりを進めていくことが肝要であると考えております。

また、これからの地方分権型社会においては、地方自治の本旨にのっとり、みずからのまちはみずからがつくることが求められております。従来のように、まちづくりを行政が一元的に担う対応では限界が生じつつあり、これまで以上に市民提案や意見交換など、市民と行政とのコミュニケーションの充実を図り、お互い補完、協働してまちづくりを進めていく必要があると考えております。

今後のまちづくりの具体的方策については、第三次防府市総合計画後期基本計画と、この計画を補完し、事業の効率的な実施のための指針となる実行計画、ほうふ元気プランに取りまとめており、これらの諸事業を着実に推進してまいることとしております。

私は、これからも足腰の強い行財政基盤の強化を図るため、行政改革を継続して実施するとともに、市民参画をさらに推進し、市民と行政とのパートナーシップによる協働へ発展させ、市民とともに歩むしっかりとした市政を運営し、夢のあるまち、誇りの持てるまち、そして住んでみたいと思われるまち、ふるさと防府の実現を目指して全力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、ふるさと回帰支援システムについての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、来年以降、昭和22年から24年生まれの、いわゆる団塊の世代が定年を迎えられることになり、専門的知識や技能を有する人材が一斉に会社等を去られることにより、固有の技術の喪失や企業活動の停滞などのおそれがあることから、2007年問題として危惧されているところでございます。

本市における団塊の世代の人口は、本年1月現在約6,800人でございます。また、その人数を把握しておりませんが、防府市に生まれ、育ち、現在、市外で生活されている方も数多くおられます。

UJIターンとは、これらの方が出身地に戻る、出身地の近くに戻る、住みたい地域に移り住むことを形態別に示したものであり、進学や就職のため都会に出られた方々が安心して出身地に戻られるなど、新たな生活を始められるための対策が求められています。

したがいまして、UJIターン希望者への対応といたしましては、雇用の場の創出はもとより、今まで培われた豊かな経験や知識を十分発揮し、生き生きと活躍できるまちをつくる必要であり、このことは、先ほど申し上げました、まちづくりの基本に沿うものと考えております。

具体的なUJIターン対策としては、従前から、就業相談情報や公営住宅情報などの定住Q&Aやテレホンガイド情報をホームページ上に掲載しているところでございます。また、求人情報等の提供を希望される方には登録制度を設け、その登録者には、年4回、求人情報や市の定住支援制度を紹介したチラシなどをお届けしており、昨年度は95名の方が登録されています。

しかしながら、その情報は比較的若い世代を意識した内容でありまして、団塊の世代にとっては十分とは言えない状況です。

今後は就業相談、情報等にあわせ、生涯学習の機会、ボランティア活動情報を提供するとともに、豊かな自然環境や文化など、本市の特性や魅力を発信してまいりたいと考えて

います。

また、県におかれては、本年度から団塊の世代のUJターン対策に本格的に取り組まれ、総合ホームページの開設やUJターンニーズ調査の実施などが予定されておりますので、県とも十分に連携してまいりたいと考えています。

続きまして、「ふるさと回帰支援センター」についてですが、ふるさと回帰支援センターは、都市生活者や定年退職者などの方々が地方に定住等をするに対して、必要な情報の提供や支援を行う機関であると伺っております。現在、県内で会員になっている自治体はございませんが、会員登録等につきましては、センターの活動内容を十分に把握し、本市の実情と照らし合わせた上で判断してまいりたいと考えております。

次に、「情報センター」についてでございます。

団塊の世代に対する情報提供等の対応方針については、先ほどお答えしたとおりですが、行政情報に市民活動団体の民間情報をあわせて発信することがさらに有効であり、本市には、UJターンにつながる活動を行い、多くの情報を蓄積されている市民団体が多数ありますので、早急にこれらの団体との連携に取り組むことが必要であると考えております。また、これらを発展させ、官民一体となった総合的な情報の受発信機能をシステム化することにより、情報センターの構築につながるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ありがとうございます。

最初に、「まちのすがた」について、再度お尋ねしたいと思います。

非常に美しい言葉で、すばらしい文章を語られましたけれども、一体どんなまちにしたのかというのは全く見えてこないということは相変わらずの状況でありまして、一つだけお伺いしたいのは、防府らしさとは一体何かということをちゃんと把握していらっしゃるかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさに価値観は人それぞれ、千差万別であろうと思っております。100人おられれば百様の考え方があるでございましょう。

私は、防府らしさというものは、豊かな自然、これは広大な平野、あるいはすばらしい清流、あるいは海、そしてまた山、そのような自然環境が秀でている、そしてまた、そこには適度に農地もあり、また工場群もあると、こういう過疎なく過密ない状態の中で生活が営まれている。その上、本市には古くからの文化遺産、あるいは名所旧跡なども数多くございます。そういうものを兼ね備えているところが、いわゆる防府らしさであり、これ

が防府市の誇れるところではないか、我がふるさとではないかと、そのようにイメージしておるところであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） それはたまたま、また価値観の違いかもしれませんが、今、市長さんが言われたことは現状把握にすぎません。そういった現状を踏まえて、どんなまちにしたいのかというのが私の質問でございます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） これらの現状は、いい面ばかりではないわけで、一たび広大な平野には、台風がたびたび押し寄せてきやすい環境にあります。また、河川は過去にもはらんし、大変な被害をもたらしたこともあります。海は海で、高潮に洗われることも多くあるわけでございます。

事ほどさように、いい面ばかりではなく負の部分もあると、これらをあわせ持った防府市を立派に経営していくことが一番肝要なことでありまして、これをしっかり経営感覚を持って経営していくことによって、将来さらにここに住み続けていきたいと、こういうふうに市民の方々に思い、誇っていただけるようなまちが未来の姿ではなかるうかと、このように感じております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） いつまでもこの論争をしても終わりそうもありませんのでやめますが、一つだけ、ちょっと提案させていただきます。

今、ヨーロッパでは、都市再生のために何を言われているかと申しますと、キーワードは環境と文化です。そして、その合い言葉として、サステイナブルシティー、サステインというのは持続するということですから、サステイナブルシティーというのは持続可能な都市という意味でありますけれども、これが都市再生の合い言葉となっております。

これは、自然環境の再生を最優先して、その地域がはぐくんできた地域文化の復興、この2つを都市再生の両輪としてやっていきますよということを語っておられます。そして、この2つのことはどういうことかといいますと、人間が人間らしく生きることのできる生活の場、その生活機能が生産機能の磁場となるような新たな社会へ変貌しなきゃいけない、生活機能が生産機能の磁場となるような環境をつくりましょう 磁場というのはマグネティックフィールドです そういう意味のサステイナブルシティーを目指しております。

これは、代表的な都市として、フランスのストラスブールは都市に車を乗り入れないということで路面電車でやっています。そして、日本でもつい先ごろ、環境白書の中で、富山市がこれを採用いたしました。そして、富山市の中でLRT、いわゆるライトレールト

ランジットという富山ライトレールというものをつくりまして、市内に車を乗り入れない、CO₂の発生を防ぐということをやろうと試みております。

そういう、いわゆるはっきりとした明確な「まちのすがた」を示してくださいと私は申し上げておるわけでありまして、先ほど申されたように、自然環境を重視して、農地もあり、工場もあり、非常に総合的な都市ですよと、そんなものは、我々が何を求めているのかという都市とはかなりけたの違う都市ではなかろうかなといふふうに思っておりますので、ひとつ参考に、今後のために取り入れていただきたいというふうに思います。

では、次に移りますが、いわゆる団塊の世代の受け入れ準備についてということですが、先ほどからUJIと言っているけれども、本当はと申しますか、正しく言いますと、UJIではなくてIJIと書くのがいいと思います。なぜかといいますと、IJIを頭から読みますと「イジユウ」と読みます。移住です、移り住むことです。ですから、UJIではなくてIJIというのが大体一般的に言われていることをまず申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これはまた参考のために松浦市長さんに申し上げておきますが、昨年5月、松浦市長さんの母校であります早稲田大学に行きまして、オープンカレッジ特設講座というのがありまして、この中で、団塊のノーブレス・オブリージというのが開かれております。この中で、山口県出身の弘兼憲史さん、あるいは参議院議員の舛添要一さんなど、8人の人たちが講演をしております。

ノーブレス・オブリージというのは、御存じのとおり、これは高貴な者たちの責務という意味であります。恵まれた人たちの責務という意味であります。壇上で申し上げたとおり、団塊の世代はまさに恵まれた世代の人たち、この人たちはどういう責務を負わなきゃならないかということについて、そのオープンカレッジで議論を闘わせております。それくらい、今、世の中は、団塊世代の人たちのためにどう準備するかということを深刻に考えております。

それにしても、今、説明された中では、非常にお粗末な対応と言わざるを得ません。山口県で、今、団塊の世代UJIターン総合促進事業ということで500万円ほど計上しておりますけれども、これについては、今も市長さんは協力してやっていくということでありまして、非常におくれておりまして、県の状況も遅々として進んでおらない状態です。できたらもっと積極的に市の方から働きかけをしていただいて、その準備体制を確立していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ紹介ですが、これは周南市では団塊世代活躍支援推進会議というのを既に立ち上げております。また、まちの中ではNPO法人のA I S I Aというの

がありまして、周南おもちゃ病院と、こういうNPO法人をつくり上げておりまして、既に山口、岩国にも出向いて、もう1,500件ほども扱っておりまして、非常に実績を上げておりますので、参考までに、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、一つ質問ですが、今、防府市では6,800人の人が対象になっていると言われましたが、全国で、防府市から出ていった方たちの団塊の世代の方がどのくらいいらっしゃるかわからないということですが、これは今後調査される意思があるかないか、その辺だけお伺いいたします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） かつて防府から出られた方についての統計の数字等は持ってありません。

それから、防府に団塊の世代で調査云々ですけれども、調査については少し難点があるかと思いますので、調査はできないというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 難点があるというのは何ですか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 例えば、戸籍があって出ていらっしゃる方とか、あるいは住民票とか、そういったものに頼らざるを得ないのかなというふうに思いますけれども、これらについては、UJターンの対策が、例えば企画でやるといたしましても、住民票等、あるいは戸籍等を勝手に見るわけにはまいりません。その辺で、どうしても難点があるというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） そうすると、先ほど申しましたけれども、団塊の世代の方たちを、いわゆるUターンということになるんでしょうけれども、Uターンの方たちを受け入れて、それを活用するという意思はないと考えてよろしいですか。市の方針としてです。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 今のお答えは、調査ということについては、プライバシーの問題がありますというふうに申し上げました。

冒頭、市長がお答えしましたように、UJターンについては、例えば今やっておりますのは若者向けとかが中心になってやっておりますが、UJターンについて、やらないというのではなくて、これから情報等について積極的に出していきたいということであり

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） どの程度の団塊の世代の方たちが市外に出ているのか、現状把握もできないで、積極的にどういう働きをされるか、具体的に教えてください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） そもそも市が出しておりますUIターン云々ですけれども、これとても、何人が出ていらっちゃって云々ではありません。帰りたいUIターン等々があれば、こういう情報を出しているわけでございます。

同じように、情報については、団塊向けについて、そういう情報をこれから出していきたいといったものであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） はい、わかりました。非常に消極的な話でした。非常に残念ですけれども、まあ頑張ってください。

次に、ふるさと回帰支援センターの話ですけれども、これは実情を把握した上、検討したいということですが、現状でどの程度把握されてるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 一般質問の通告等をいただきまして、実は私は知りませんでしたので、ホームページ等で取り寄せさせていただきました。

まだホームページ程度での内容でありまして、詳しくは存じておりませんが、資料によりますと、組織的にはすごく大がかりな、100万人のふるさと回帰と、あるいは循環運動推進・支援センターということで大きゅうございます。

ただ、今、中国地方で登録している団体が幾つあるかと申し上げますと、中国地方では、島根県的美郷町だけ、県内はないわけですがけれども、四国地方でも高知県がやっているというような状況であります。

冒頭お答え申し上げましたように、こういう内容がいいのか悪いのか、これからさらに検討等を加えさせていただきたいといったものであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ひとつ、私どもが若かりしころに、隣もピアノを持ってるから、うちもピアノを買おうかというふうな話をよくしておりました。隣のまちがやらないから、近辺でやったところがないからどうしようかというのは、全く松浦市長さんが言われる私たちのちょっと光る市にしようかというにしては非常に消極的な発言なわけですけれども、これは、実はもう既に歌舞伎座の近くにセンターができておりまして、そこに各市のいわゆるパンフレットとか、そういう案内文をきちんと備えつけたセンターがご

ざいますけれども、その存在を御存じかということと、それからもう一つ、八重洲口に山口県のアンテナショップとして山口県を紹介したセンターがございます。これとの関係がありますが、今言ったふるさと回帰支援センターに対する情報の提示と、それから山口県のアンテナショップに出している情報提示と、どういうふうに絡ませていこうかと、今、私は考えておりますが、今、執行部ではどういうふうに考えていらっしゃいますか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 今の、ふるさと回帰センターの方については、活動内容については十分に調査して、本市の実情に照らし合わせてというふうに申し上げましたが、よければそれらを活用していきたいというふうに思います。

それから、八重洲口の云々ですけれども、これは観光パンフとか、そういった行政で提供できるものについては、今後、積極的に活用していきたいと思いますが、それらのお土産センターについては、防府市の産品等も並んでおりますので、そのあたりで利用されているというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） それでは、しっかりとセンターの情報を入れられて、次の機会にはぜひこういうふうにやりますよというふうな積極的な発言をお待ちしたいというふうに思います。

それから、最後に情報センターについてのお尋ねをいたしますが、情報センターのお尋ねの答えがはっきりしなかったんで、再度質問したいと思うんですけども、最初のセンターがどんな形のものかということ質問しておりますが、これはどういうものか、もう一回具体的にお話、お願いします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） センター云々ですが、ハード面を申し上げますと、イメージでございますけれども、例えば研修ルームがあったり、あるいはネットワークセンターがあったり、あるいはデジタル工房があったり、マルチゾーン、体験ゾーンというふうにセンターはイメージをしておりますが、センターの役割は、いわゆる情報を出すところで、ソフト面は情報を出すというところでありますので、その前に、いわゆるポータルサイトとか、その辺の出せる前段の体制を充実していこうというふうに考えております。いわゆる防府地域版のポータルサイトを構築していこうと、これはソフト面でございますけれども、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 次の防府市のポータルサイトの話に移ってしまいましたけど

も、もう少しセンターの形を明確にしてほしいのと、それから3カ年の調査・検討を、どう具体的に調査・検討されるのか、その辺のところをちょっと。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） アクションプランで、本年度までに調査・研究を終わるところでありましたけれども、それは現実に延びております。

調査・研究については、先ほど申し上げましたが、いわゆる研修ルームとかネットワークセンターとかデジタル工房とかマルチメディア体験ゾーンとか、それらのいわゆるハード面のセンターというふうにそれらを検討してきたわけですが、現実にハード面は実現しておりません。

その前に、要するに、センターの機能を充実させるためのソフト、いわゆる防府地域のポータルサイトの構築について、先にそれらを充実していこうではないかというところで、アクションプランについて改定したところであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） まあ何というか、政治家というのは、政治家というか執行部は政治家ではないですけども、役人というのは、要するに回答というのをぼやかすとか、人が何を聞きたいのかということのをぼやかすのが上手なんで、質問の仕方も悪いんですけども、もう少し私の質問していることに対してきちっと御返答いただきたいと。

最初に、今大事なことは、その前にソフト面の防府市のポータルサイトの整備をすると言われましたが、防府市のポータルサイトって何ですか、御説明してください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 市のポータルサイトですから、防府地域のポータルサイト、防府での、いわゆる入り口のサイトをはっきり、きちんとしていきたいといったものであります。

その何ですかというところですが、今、防府市のホームページがございます。例えば、それに商工会議所のホームページ、あるいは市民活動がやっていらっしゃるホームページ、さらに商業者あるいはお店屋さんがやっているホームページ、それらを合わせた、いわゆる防府市の入り口といったものについてお知らせをして、防府市地域のポータルサイト、行政だけの窓口じゃなくって、商工会議所も商業者も、あるいはNPOとか市民活動とか、それらの方々のホームページを、すべて防府のポータルサイトに来れば、いろんな項目の入り口としての機能が果たせるといったものについて構築していきたいといったものであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） それで、次に進みますと、それを調査・検討するのに3カ年を要すると言われますので、その3カ年の具体的な調査・検討内容をお示してください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） すぐプログラムを組んで、お金をかけてやればいいんでしょうけれども、それに至る、例えば商工会議所の方も一緒に入ってください、あるいは市民活動の方も入ってください、あるいは先ほど言いました商業者の方も入ってくださいという、このプロセスといったものが出てきます、そういったもの。それから、もう一つは経費といったものもあります。それから、ポータルサイトには、例えば広告、これは個人的なものですけれども、そのポータルサイトに広告等も載せていただけないかなという項目もあります。

それらを総合的に勘案すると、ポータルサイトのこの計画では、アクションプランでは18年度、19年度、2カ年間の調査・検討をして、20年度から歩みを開始したいということですので、今申し上げたことについて、2カ年かけて調整していきたいというものであります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） ちょっとその資料は古い資料でして、ポータルサイトも3カ年かけますというふうに訂正されたんですよ。だから3カ年やることになってるんですが、その具体的な内容が、今言われたように、何をどうするのかということは全くわかりません。

今言われたように、防府市のホームページと商工会議所のホームページと商店街のホームページと、そういうのがそれぞれあります。それを統合することがどれだけの時間がかかるとお思いますか。もし私に任せていただければ、1カ月でやってみせます。そんなことは容易なことです。

ですから、それを3年かけてやるというのは、どのくらいのお金がかかって、どのくらいの人件費がかかるか、ちょっと説明してください。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） ですから何度も申し上げますが、合わせるのみやすいんですけども、じゃあ広告を持ってくるとか、それらのプロセスを大切にしないといけないですよといったものです。ただ単に合わせただけでとは考えておりません。それらも含めて、今から二、三年かけて、そのポータルサイトの運用にこぎつけたいというアクションプランであります。計画であります。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 要するに、計画がないということでございますので、早急に計画を立ち上げていただきたいということと、今、助役が言われたようなことをやられるということは、安藤さんのやることは単に集めることだけで非常に軽薄であると、そんな軽薄なものじゃありませんよということをおっしゃいますが、しからば、じゃあ今年度から、ポータルサイト構築のための何か組織づくりはされておりますか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） これは議会にも御報告申し上げておりますけれども、例えば今アクションプランでありますけれども、これはIT関係について、地域情報化推進委員会か協議会か、全体の市の推進組織を持っております。それにおきまして、ビジョンもその中で作りまし、アクションプランについても、その推進本部会議でアクションプランといったものを横断的な組織でつくっております。

それで、まだ詳しいものが要るといった部分については、部会あるいはプロジェクトチームをつくって、庁内で組織的にこれらに対応しておりますので、その辺はきちんと、推進事務については責任をもって推進していくと思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） このぐらいに終わりますが、最後のGISの件はどうなりましたですか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） GISについては、都市計画あるいは課税課の図面等々を、1つの地形図をもとに少しずつ積み重ねてきております。まだ道半ばであります。これは道路とか、すごく精度の高いものであります。

これにつきましては、住民向け情報としては余りにも精度が高過ぎるかなということで、我々考えておりますのは、いわゆる住宅地図上でお知らせするような、簡易型といった方がいいのかなのかわかりませんが、それらについての情報を提供していきたいというふうに思っております。簡易型、いわゆる住宅地図上ぐらいの範囲でお知らせできたらというふうに思っています。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 助役が、どの程度実際のものを見ておっしゃっておるのかどうか、私、非常にそのあたり疑問なんですけれども、現在、インフラのデータとして、その地図情報上にデジタルデータとして既に組み込まれているものは何があるのか御存じでしょうか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 13番、もう一度。

13番（安藤 二郎君） その地図情報の中に、インフラのデジタル情報化されたものは何と何があるかということです。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 一般的に詳しくは見ておりませんが、例えば官公署とかについては、ちゃんと情報で載っておると思います。ですから、それを市民向けにするのは、病院も載っておりますけれども、例えば病院に行きたいといったときに、そのところをクリックすればその病院等が出てくるよ、あるいはごみの集積場、あるいは転勤しましたよ、学校区よといったところについては、簡易型の情報に市が情報を入れていかないなりませんので、そういった意味で、簡易型を考えているというふうに申し上げております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 簡易型、簡易型とおっしゃられますけども、もし簡易型のGISをつくるとしたら、改めてまた作り直さなきゃいけないんですよ、御存じですかね。今の地図じゃなくて、別の地図をつくらなきゃ簡易型にならないんですよ。

ですから、現在のGISの情報をそのまま使う、幾らでも使えます、私、実際に見ました。そして今、デジタル化されてるのは、市道は全部デジタル化されております。ですから、その地図上にここは市道ですよというのは全部情報が入っております。

ところが、公共下水については、まだそれがデジタル化されておられません。デジタル化されていないために、その地図上によろ示さないでいるんですが、その辺はいつごろされる予定か、ちょっとお尋ねします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 下水道が何年まではというふうに記憶しておりませんが、今、基本地形図に市道まで入りましたけれども、その上に今度は下水道もやらなくちゃいけない、それから水道も入れていかなきゃいけないというふうに、その上に少しずつ情報をかぶせていくという作業をしております。

下水道については、何年度までと、何年何月までというのは記憶しておりませんが、そこは計画的に行政情報として、そのGISの図面に少しずつ積み重ねをしてきております。引き続き、いろんな行政の情報は、その上に積み重ねていきたいというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 13番。

13番（安藤 二郎君） 先ほども申し上げましたけれども、かなり漠然としたお答え

しかただけでないんですけれども、助役はまだなっただけなんので、中身がわかってないということに言われるのは仕方ありませんけれども、もう少し切実に、いつごろまでにはどうしてもこれをしたんだということを明確にさせていただきたいと思うんです。

情報センターについて言いますと、情報センターは何かというと、先ほど市長さん、申されましたけれども、私は市民が軸ですよと常に言っておられました。それは何かというと、市民にあらゆる情報を提供して、市民が考えるだけの情報を提供することが市としての役目だと思うんです。ところが、今、全然そういう体制が整っておりません。ですから、私はこの情報センター、非常に期待しているわけです。

これハードなんか、どっちでもいいんです。私は、市民課の一角に大きいスクリーンを設けて、そこにあらゆる情報を流しなさいと、ずっと言ってまいりました。それは途中でいいんです。仮に今の地図情報でも、市道だけでもいいんです。そうすれば、ここまでは市道になっています、ここは市道じゃありませんと提示してもいいんです。下水道については、あと何年先にはこういう地図上で示されます、そういう説明をしてもいいんです。何もそれは完成したものでなくてもいいんです。今までできたものを、皆さんにあらゆる情報を提供すると、そういう助けにするためにITを使うんですよ。ITは何のためにあるのかというと、そういうもののためにあるんです。

ですから、私は物すごくこれを期待しているわけです。できるだけ早急に、できれば来年の4月には大型スクリーンが市民課に設置されて、そこにかわいい女性がパソコンを操作する姿を見たいと思いますので期待しております。ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、13番、安藤議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） みどりの会の藤本です。通告に従いまして、3件お伺いいたします。

最初に、離島対策についてお伺いいたします。

野島には、現在178人の市民が暮らしておられます。私たちは普通と思っていることでも、島の人たちには大きな負担となっていることがあります。例えば、歯医者に行きたいが、島に歯科医がなく、船に乗って本土の歯医者さんに行く。船賃を含めた旅費が2,300円、支払った治療費は300円、このような笑いたくなるようなことが現実に発生しています。私たち市民は、どこに住んでいようと等しく行政サービスを受ける権利

を有しています。

具体的に2点ほどお伺いいたします。

1点目ですが、島内の診療所では、診察や治療ができない患者は本土の医療機関にかからなければなりません。野島の住民にとって、往復の船賃は間違いなく負担増です。

この負担増を解決する方法は2つあります。1つが船賃の全額補助、いま一つが、総合医療施設の整備であります。どちらの方法でも結構ですので、実施していただきたいと思っております。

といっても、人口178人の島に総合医療施設を整備するのは非現実なことであります。そのことは承知の上で申しますが、市民が安心して暮らせる医療体制を整備するのは行政の責務であり、もし整備しないのであれば、島民の皆様には大変申しわけないが、船賃は全額補助するから本土の医療機関を利用していただけないかとお願いするのが筋だと考えます。結果的には一つの解決方法になりますが、船賃の全額補助を実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目ですが、家屋の修理を自分が行うと、かわら、ブロック等の破片が出ます。これらの廃棄物は、島内では処理できませんので、本土の最終処分場まで持ち込まなくてはなりません。市民なら無料で引き取ってくれますが、それに要する費用は自分持ちであります。本土の住民はガソリン代程度の費用で済みますが、野島の住民は運送業者に委託するしか方法がなく、その費用は格段に高いと思っております。

この負担増を解決する方法は2つあります。1つが、野島に市が回収に行く。これについては、現在自治会と調整中と伺っておりますが、まだ解決しておりません。いま一つが、島内に最終処分場を整備する。どちらの方法でも結構ですので、実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

続いて、教育行政について3点お伺いいたします。

防府市の食育に関しては、個別では実施されているようですが、全体的な動きがよく見えません。食育という言葉は明治時代には使っていたようでして、決して新しい言葉ではないようです。

しかし、私は、小・中学校で知育、徳育、体育は受けましたが、食育は受けた記憶がありません。多分なかったのではないかと思います。食育は家庭の中で、農作業の手伝い、料理の手伝い、大家族の中での一緒に食事等を通じて、いわば必然的に受けていたのではないかと思います。その後、子どもたちから手伝いを奪い、大家族から核家族への変化、日本古来の食文化に対する意識の希薄化、食糧不足から飽食時代への変化等が災いして、家庭で行われていた食育が徐々に行われなくなり、今日の状況になったのだと推察します。

食の乱れと生活習慣の乱れに危惧した日本政府は、平成17年7月に食育基本法を施行し、さらに、ことし3月に食育推進基本計画を策定しました。この計画書は、今後、各都道府県や各市町村が策定する食育推進基本計画の基本となるものであります。

早速この計画書を入手して読みました。私ごときが評価するのは僭越ですが、本当によくできていると思います。このままでも防府市版として準用できると思いますが、さらに一步踏み込んだ防府市食育推進基本計画の策定が必要だと思えます。当局の御所見を伺いたいと存じます。

ここ最近、子どもの生活習慣の乱れを何とかしようとする動きが全国各地で起きています。よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという、成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れ、この乱れが体力や気力、そして学力の低下をもたらしていると指摘する専門家もいます。夜遅くまでテレビを見たり、ゲームをしたりして夜更かしをする、だから朝早く起きられない、だから朝御飯が食べられない、この悪循環に陥っています。さらに驚くのは、この異常とも思える実態を、保護者は異常と感じていないことでもあります。

この実態に危機感を抱いた文部科学省は、調査・研究を開始しました。今年度は、子どもの生活リズム向上をねらい、調査・研究する委託事業を24地区指定しました。指定を受けたのは、全国で初めて「朝ごはん条例」を制定した青森県鶴田町、「かつしか早寝早起朝ごはんプロジェクト」を立ち上げた東京都葛飾区、近隣では、「田万川生活リズム向上委員会」を立ち上げた山口県萩市等です。各地でのすばらしい活動を期待すると同時に、全国規模での早期実施を願っています。

御承知かとは思いますが、早寝早起朝ごはん全国協議会が4月24日に発足しました。全国140以上の個人・団体が参加し、今後、生活リズムの向上や睡眠、栄養、運動に関する実践の普及・啓発活動に対して助成するほか、早寝早起朝ごはんの意義や根拠をわかりやすく伝えるための広報活動を展開するとしています。

子どもの生活習慣の乱れは家庭の中の問題であり、他人にとやかく言われる問題ではありませんが、結果的に教育現場に影響が出ている以上、児童・生徒を通して保護者の意識を変える、あるいは保護者に直接説明をして意識を変える動きが必要だと考えます。テレビ、ゲーム、インターネット等のメディアとの接し方を明確にする、早寝早起の実践、毎日朝御飯を食べる、こうした当たり前の生活習慣を1日でも早く取り戻すことが必要だと考えます。防府市教育委員会の御所見を伺いたいと存じます。

防府市中心市街地の活性化を担って、ルルサス防府がいよいよオープンします。市民の一人として、成功を心より祈念しております。

さて、公共施設の受け入れ検収が6月23日までに行われる予定だと伺っておりますが、本日は7月3日ですので既に終了しているはずであります。言うまでもありませんが、図書館には静粛さが強く求められます。平成15年12月議会の一般質問で、新図書館の騒音問題について質問しました。執行部の答弁を要約しますと、広場や列車等の外部の発生音及び多目的ホールや控え室等の内部の発生音の遮音を行い、40デシベル以下にする。そのために、南側面は複層ガラスを導入する。もし40デシベルを超えたら施設は受け取らないと答弁されておられます。受け入れ検収項目の中で、騒音についての検査方法と検査結果について聞かせてください。

最後に、福祉行政についてお伺いいたします。

平成12年4月1日より成年後見制度が施行されました。御承知のように、この制度は認知症などで判断能力が十分でない人を保護するため、事前に締結した成年後見人等が本人にかわり財産管理などを行う制度です。この制度は、本人が締結した借金の保証、不動産の譲渡、住宅のリフォーム等の不当な契約を取り消すことができるなど、本人はもちろん、その家族にとっても大変ありがたい制度です。

それにもかかわらず、導入されてから昨年3月末までで、この制度を利用した人は全国で約7万人にすぎず、類似の制度を持つ欧米各国に比べれば随分低い利用率だそうです。利用したい人が少なくて利用率が低いのなら結構なことですが、認知症の高齢者だけでも全国で約170万人、決してこの制度を利用する人たちの需要は低くはなく、この制度が十分に機能してないと思います。

利用率が低いのは、この制度がよく知られていない、知っていたとしても気軽に相談する窓口がない、相談窓口はあったとしても、それを国民が知らないことだと思います。

ことし4月1日より、介護保険制度の見直しで、全国市区町村に地域包括支援センターが創設されました。同センターが行う主な事業の一つに、成年後見制度などを活用し、高齢者や障害者の人権や財産を守る権利擁護の事業があります。成年後見制度が誕生して、6年目にしようやく全国の市区町村に地域包括支援センターが設置され、相談窓口が整うのは大変意義深いところだと、専門家は大きな期待を寄せています。

聞くところによりますと、防府市は既に同様の事業である成年後見制度利用支援事業を行っております。この事業の利用実績と今後の事業展開について聞かせてください。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

一般質問を続行する前に、ここで財務部長より、午前中の原田議員の質問に対する発言を取り消したい旨の申し出がありましたので、これを許します。財務部長。

財務部長（中村 隆君） 午前中、原田議員から御質問いただきました私の回答でございますが、助役が御回答申し上げたとおりでございますので、訂正させていただき、取り消しをお願い申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（久保 玄爾君） いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） それでは、午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

8番、藤本議員の質問に対して答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、野島の医療体制についての御質問にお答えいたします。

現在、野島地区におきましては、野島診療所において、毎週月曜日と木曜日の午後の半日、市が防府医師会を通じて委託しております村田博愛病院の医師による診療を行っております。また、毎週水曜日には、市保健センターと山口県防府健康福祉センターの保健師が交互に野島に出向いて健康相談や家庭訪問を行い、疾病予防や健康維持のための保健活動を行っております。高齢化が進む中、島民の方々が身近な医療施設で安心して医療が受けられるよう、医療サービスの確保と健康の維持・増進に努めているところでございます。

御質問の、島民の方々が本土の医療機関に通院する場合に往復船賃を全額補助していただきたいということでございますが、一般的に市民の皆様が医療機関に通院される場合、バス代等の交通費はかかるものでございまして、だれもが自己負担されておられます。したがって、野島の皆様に限って、医療機関に通院される際の船賃を全額補助することはいかなるものかと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

次に、ごみ収集体制についてお答えいたします。

現在、野島においては、可燃ごみについては、島内に設置しております焼却炉により焼却処分を行い、また缶、瓶等の資源ごみやその他不燃ごみについては、自治会により、毎月1回、本土側の三田尻港まで搬送していただき、それをクリーンセンターにおいて運搬処理を行っております。

御質問のかわら、ブロックなどの埋め立てごみの処理につきましては、少量のものであれば、先ほどの不燃ごみと一緒に搬送していただいても構わないのですが、それが多量とな

りますと、現在のところ有効な手段がなく、島民の皆さんに御不便をおかけしておりますことにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。

そこで、島内に最終処分場を設置してはという御意見でございますが、これにつきまして、クリーンセンターでは野島自治会とも協議しながら種々検討を行ってまいりましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、野島の一部が瀬戸内海国立公園の特別地域に含まれていることからくる自然公園法等の法律上の課題、また財政的な問題も大きく、実現は困難であると認識いたしております。

次に、市による収集を行ってはという御意見につきましては、直接市が収集を行うということになりますと、解決しなければならない問題が山積しておりますが、市といたしましては、野島地区住民の皆様への御不便をいっときも早く解消するべく、今後も検討を重ね、早期実施を図りたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、教育長、担当部長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ごみ収集体制については了解いたしました。よろしく願います。

医療体制ですが、先ほどの答弁では、本土の住民との整合性がとれないので船賃の全額補助は難しいとの見解でしたが、予測しておりました答弁でしたので、反論させていただきたいと思います。

安心して暮らせる医療体制の整備は、これは行政の責務であります。では、その安心して暮らせる医療体制とは何か。もちろん、医療機関の整備もありますが、金銭的な不安を取り除くことも求められていると思います。

野島の住民が本土に買い物に行く、それから映画を見に行く、食事に行く、そうした場合、必ず1,500円の船賃がかかります。それは、離島に住んでおるからやむを得ないと思います。しかしながら、せめて介護や医療については船賃を補助してもらいたいと願うのが私は普通だろうというふうに思います。介護の方は、これ全額補助されております。これはいいとして、医療についても、私は全額補助を希望するものであります。

本土の住民が医療機関にかかる場合、その交通手段は、徒歩、自転車、単車、自家用車、電車、バス、タクシー等々いろいろありますが、野島の住民には本土に着くまでは船しかないんです。本土の住民は、ただで行こうと思えば徒歩や自転車で行けますけれども、野島の住民は、ただで行こうと行って行けないんです。泳いで渡れば別ですが、なかなかそれは難しいと思いますので、必ず船を利用しなくてはならない。往復の船賃1,500円は負担になるわけですね。安心して暮らせる医療体制、これを私は脅かしと

と思うんですけども、健康福祉部長、その点についてどういうふうに思われてますか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 議員さんがおっしゃいますように、確かに船しかないというのは、これは事実でございます。その事実があるからこそ、市長の答弁の中でもございましたように、市として診療所を開設し、なおかつ保健師を派遣して、島民の皆さんの健康維持・増進ということについて、市としての対応をいたしておりますので、それ以上のことにつきましては、これは現在、私どもでは対応は考えておりません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 野島に総合医療センターがあれば、私はこれを言うつもりはないんですけども、内科医しかないわけですね。ですから言うとするわけです。

医療福祉の考え方に根本的な相違があるようなので、少し私の思いを述べさせていただきたいと思うんですけども、医療サービスは、本来なら官が行うべき事業であると思いうわけです。営利を目的とする民間が行うべきではない。民が行うから、その医療機関は当然ながら人口が集中するところに行くわけですね。そうなると、過疎は切り捨てられていくというふうに私は思います。

患者が支払う医療費、これは医療機関の窓口で支払ったお金と、それから往復に要した交通費、これが含まれるというふうに、広義で見れば解釈できると思うんですけども、中心市街地の住民は非常に便利がいいというのはわかります。私、西浦、それから大道、小野、富海、遠くの人たちは、先ほど答弁にありましたが、バス代がかかるということで、バス代を負担しとるから同じじゃないかということですけども、これは、私は不公平だというふうに思うんです。

私の住んでいる西浦地区で毎年地区懇談会がありますけども、必ず出るのが、西浦に内科医をつくってくれという要望が出ます。これは、本土にもこういう不公平感はあるわけですよ。これを本来なら是正していかないかというのが行政だろうと思うんですけど、それを肯定しとるから、今のようなことになるというふうに私は思います。

これ以上論議しても始まりませんので、次の質問に入ります。

健康福祉部長、防府市は、昭和58年に福祉都市宣言をしていますね。既に22年を経過していますが、他市町村にない福祉施策、他市町村よりはるかにまさる福祉施策、これはどのくらいあるんですか。数字で示してください。そして、代表的なものを2例で結構ですから、2例ほど紹介してください。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 質問が、58年に福祉都市宣言をしたということで、市としての特徴があるものがどのくらいあるかということですが、申しわけございませんが、これについては調べておりませんし、ちょっと今手元にも資料がございませんので、回答をよういたしません。

それと、2点目にございました市として特徴のあるものはどうかということでございますけれども、1点だけございますのは、人工内耳の方についての助成は、今回、市として取り組んでおります。ですから、この辺につきましては、全国的にも新しい取り組みとして誇れるものではないかと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 健康福祉部長が答えられないということは、福祉都市宣言をしても、本気で福祉都市建設をしようというふうに思っていないんじゃないかというふうに私は邪推をします。福祉都市宣言の看板に恥じないような福祉施策が必要ではないかなというふうに思います。

その一つとして、今、しつこく提案をしているものをぜひとも実現してほしいというふうに思います。県央にきらりと輝く福祉都市をつくらうではありませんか。

以上で、離島対策については終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は教育行政について、子どもの生活習慣の乱れについて、教育長より答弁をお願いします。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私からは、子どもの生活習慣の乱れについてお答えいたします。

子どものテレビの視聴時間やゲームをする時間の増加、家庭学習時間の短さ、就寝時刻の遅さ、朝食の欠食の増加など、子どもの生活習慣の乱れを指摘されることが多くなりました。これらの問題は、学校が保護者と連携して取り組む必要のある問題であるととらえております。

県教育委員会では、県PTA連合会と共同し、「自ら学ぶ習慣を身につけるために」というリーフレットを作成し、「NOテレビday・NOゲームday」を設けることの啓発をしております。本市教育委員会においても、各小・中学校を通じて各家庭に呼びかけをしております。

また、県教育委員会では、平成16年度から、「子ども元気創造推進事業」を実施しており、本市でも牟礼南小学校がモデル校として、運動、読書、食習慣など生活習慣の望ま

しい形成を目指し、さまざまな活動に取り組んでおります。

牟礼南小学校の調査によれば、朝食の欠食率は、昨年度の同時期と比較して、9%から5.5%へと3.5ポイント減少しております。昼休みの屋外遊びの割合は、88%から98%と10ポイント増加しております。また、10分間の朝読書が定着し、読書好きの子どもが増えており、学習意欲の高まりにもつながっているという分析がなされております。

これらの取り組みの具体的な数値の変化や成果等は、月3回程度、学校から発行される「元気だより」によって保護者へ知らされ、家庭での望ましい生活習慣形成の一助となっていると考えております。

防府市教育委員会は、今後、この研究の成果を市内の小・中学校に広め、学校と家庭が連携した望ましい生活習慣の形成をさらに充実させてまいりたいと考えております。

また、毎年8月に開催しております保護者や教員あるいは市民の皆様方を対象とした防府市教育のつどいにおきまして、今年度は、生活習慣改善の手だてを示すために、食育について深い造詣をお持ちの全国的に著名な先生をお招きし、御講演をいただく予定にしております。子どもの生活習慣の改善について、食育を通じて御示唆いただけるものと考えております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。

防府市内の児童・生徒の生活実態、先ほど答弁でも少しありましたけども、テレビやゲームをしている時間、それから就寝時刻、起床時刻、それから睡眠時間、引き算すればいいんでしょうけども、それから朝食の摂取、この5項目について調査しておられる資料があれば紹介していただけますか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

順番は前後するかもわかりませんが、まず、テレビをどのぐらいの時間見ているかということですが、小学校の方は、2時間以上テレビを見る児童の割合が、学年が上がるに従って高くなっております。県の平均と比較しますと、高学年の視聴時間は男女とも短い方になります。ですが、学年が高まるに従って上がっている、これが小学校の実情でございます。

それから、携帯ゲームあるいはテレビゲームにどれだけ時間を使ってるかということですが、これが案外皆さん方の期待とは違った方向にありまして、県の平均とほぼ同じなんですけど、ゲームをしないというふうに回答した児童が各学年とも一番多い状態になってお

ります。ただ、男子の方が、全般としては女子の2倍ぐらいの時間を使っていますし、3時間以上やっているという男子もおりまして、この辺がちょっと気にかかるところでございます。

それから、起床時間につきましては、学校がある日、ウイークデーに例をとりますと、どの学年も大体6時25分から6時30分ぐらいの間に起床しております。

それから、朝食をとっているかをとっていないかですが、毎日朝食をとっているのは、小学校で男女とも平均85%がとっております。ただ、学年が上がるにつれまして増加傾向があるということは、本市の児童にとりましては該当しないと。だから、本市の状態にとりましては、余り大きな問題になってきておりません。

それから、就寝時刻でございますが、だんだん学年が上がるに従いまして就寝時刻が遅くなっているということございまして、低学年よりも約1時間ぐらいは遅くなっているということでございます。

中学校も同じような傾向なんでございますが、一、二、関連づけてお話し申し上げますと、学校から家に帰りましての勉強時間でございますけれども、これが非常に本市の場合に家庭学習に時間を充てていないという傾向が目立っております。1時間以内と回答した生徒の割合が、男子が78%、女子が74%、県よりも6ポイントあるいは9ポイントほど低くなっておりまして、余り勉強しないという傾向があるということが非常に心配でございます。

なお、全くしないと回答したのが、県よりも男子が7ポイント、女子が6ポイント多いことがありまして、また1年生から3年生に上がるに従って、だんだんと平均時間が短くなっていると。要するに、家に帰ってからの日常生活の中での学習習慣という辺につきましては、大きな問題をはらんでいる感じがいたします。

まだほかにもありますけれども、時間の関係ではしよりますが、就寝時間につきましては、3年生の平均が23時21分と非常に遅くなっているということ、この辺が朝起きられないで欠食につながっていくというふうにつながっているというふうにも推測できます。

いずれにしても、家庭生活のありようが食生活にも影響してきますし、あるいは学力、あるいはいろいろな日常生活にも影響してきているという辺が、本市にも共通項があるということを申し上げておきます。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。

日本教育新聞に服部栄養専門学校校長の服部幸應先生の食育についての記事が掲載されておりました。その一部を紹介したいと思います。

晩御飯を食べると、60グラムのエネルギーがグリコーゲンとして体内に蓄えられる。就寝で40グラムが消費され、残りは20グラム。そのうち10グラムが通学などで消費されるので、学校に着いたときは10グラムしか残っていない。この状態では、1時間もたない。脳の栄養は、グリコーゲンが変化するブドウ糖でしか受け付けられないから、脳が働かなくなる。これでは考える能力は落ちてくる。お昼までちゃんとした学校生活をするためには、朝御飯は欠かせない。

また、朝食は学力アップと相関関係があって、国立教育政策研究所が小・中学生45万人を対象に実施した調査では、毎日朝食をとる子どもほどペーパーテストの成績がよいという傾向が見られると、こう指摘されております。

その国立教育政策研究所のデータを入手しました。ちょっと遠くて見にくいでしょうけども、こういうふうに、後で教育長のところにお届けしますが、毎日必ずとるという子は成績がいいんですね。こういう調査結果がありますので、紹介したいと思います。

それから、私は同僚議員と一緒に、5月28日に山陽小野田市で行われました陰山英男先生の教育講演会を聴講しました。陰山先生は、尾道市立土堂小学校の校長に公募から選ばれた、独特のカリキュラム編成で学校づくりに取り組み、著しい成果を上げられた話題の先生であります。

山陽小野田市は、ことしの4月から、生活改善・学力向上プロジェクトと銘打って、各家庭での生活改善による体と心の土台づくり、それと学校でのモジュール授業による脳と学ぶ心の土台づくり、この二本立てで取り組んでおられます。このプロジェクトの指導をこの陰山先生が行われております。

今回は第2回目の講演会で、保護者を対象に講演されました。第1回目は、教員を対象にされたというふうに伺っております。

まず、テレビ、ゲーム、インターネット等のメディアとの接し方ですけども、山陽小野田市では、1日1時間以内を目標値にしておられます。児童・生徒の授業時間は、学校教育法施行規則で標準時数が決められております。例えば、小学校6年生であれば945時数ですから、時間に直しますと約710時間です。一方、毎日テレビを2時間見れば、年間730時間、何と学校で習うよりテレビを見とる時間が長いわけですね。これは、ぜひとも1日1時間ぐらいの目標を掲げて実施していただきたいなというふうに思います。

陰山先生の著書に、「学力の新しいルール」という本があります。睡眠時間と成績の調査結果があります。調査の母数は、広島県の小学校590校、5年生2万7,125人です。これも遠くて見にくいでしょうが、これをグラフにしたものです。睡眠時間が低いと成績が悪くて、だんだん上がっていきます。8時間でピークを迎えて、9時間過ぎると落

ちます。これは勉強せんからでしょうね、落ちてきます。要は、4時間、5時間では、もう全然成績が落ちるということだろうと思います。

安全に王道がないように、教育にも王道はないと思います。教育関係者は、常にアンテナを張りめぐらせて、効果があると思えば積極的に取り組む姿勢が必要かと思います。中には、十分な検討も必要なものもあるでしょうけども、このテレビ、ゲーム、インターネット等の1時間以内、それから早寝早起き、朝御飯の実践、これらについては、私はデメリットはないと思うんですね。メリットのみだろうというふうに思いますんで、全国的な動きに乗りおくれないように、防府市も積極的に取り組んでいただきたいということを要望して、この項を終わります。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、御質問にお答えいたします。

防府市食育推進計画の策定をどうするのかとの御質問にお答えいたします。

国においては、食育基本法に基づき、食育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画が今年3月に策定されております。

現在、県においては、来年3月を目途に、食育推進計画の策定に取り組まれております。

市といたしましては、食育基本法に市町村の食育推進計画の策定は努力義務と規定されていることや、食育の諸施策が教育、保健、生産活動、食文化など多岐にわたっていること、また県の計画との整合性も必要と考えられますことから、県や他市の動向を見守りながら判断したいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。

壇上でも言いましたが、食育は、本来家庭教育の中に組み込まれるべきプログラムだと思います。しかし、ほとんどの家庭には、そのような教育力は存在しないというふうに思います。なぜなら、今の保護者が子どものころ、家庭でも、それから学校でも食育を受けていないからです。今さら反省しても始まらないのですが、私を含めた戦前戦後生まれの親が、家庭内で自分の子どもたちに食育をしていなかったということだからだと思います。

家庭教育に期待できない以上、学校教育の中で栄養教諭が中心となり、食育を推進することが必要だと考えます。

先ほどの答弁では、どうも積極的に策定する意欲は感じられなかったんですけども、やはり防府市独自の食育推進計画は必要だと思いますので、教育委員会まで含めた全庁組織で策定されることを要望したいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は新図書館の騒音について、土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） それでは、私の方からは、新図書館の騒音に対する検査方法と検査結果についてお答えいたします。

ルルサス防府内に移設します新図書館につきましては、街なかで複合施設内の図書館ということもありますので、当初設計から防音壁や二重サッシなどの騒音対策を講じております。この対策によりまして、遮音性能の音響透過損失 65 から 70 デシベルの図書館が完成したことになります。

音響透過損失が 65 デシベルから 100 デシベルに対して デシベルは音の大きさですけれども、それに対しまして 65 デシベルが遮断され、35 デシベルになるということですので、40 デシベル以内は確保できているという計算になります。

ルルサス防府の完成に伴う騒音検査につきましては、去る 6 月 14 日と 15 日に、JIS・A・1417、建築物の空気音遮断性能の測定方法基準に基づき実施しました。

方法としましては、室内の空調機器等を稼働させた上で、ルルサス内の大広場階段から 6 種類の音を出し、図書館の 2 カ所、これはロビーと受付の南側の窓際です、そこで空間平均音圧レベル差、特定場所間音圧レベル差を測定しました。そのほかにも、多目的ホールや空調機械室の前でも行っております。

その結果、内外音も含め、鉄道騒音は 25 デシベル程度、全体でも 35 デシベルという結果が得られております。

なお、管理規約等により、敷地内の広場では 80 デシベルを超える音は出せないことになっております。

以上のことから、日常の騒音やイベント開催時の騒音に対し、新図書館の室内騒音 40 デシベル以内は確保されておりますので、その旨報告させていただきます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 図書館の静粛性の評価をするには、大きく 2 種類あると思います。1 つが、自分の耳で音を聞いて判断する感応検査。それから、先ほど答弁ありました音圧を測定して検査する騒音検査の 2 つがあると思います。

まず、音圧測定器を使つての騒音検査について再質問しますけれども、結論的に言えば、35 デシベルが確保できたということなんですが、この 35 デシベルを計測したときの発した音圧は幾らだったのかということが 1 つと、それから騒音測定は連続でやっとなるのかどうか、この 2 点をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 音圧測定にどのぐらいの音を出したかということですが、これは、先ほど申しましたように、建築物の空気音遮断性能の測定報告基準ということでやっております。だから、これは大きい音を出すというんじゃないし、どのぐらいの遮音ができるかという実験をしております。

ですから、幾らの音を出したかということは定かではないんですけども、その施設は、これで言いますと、逆で言いますと、100デシベルの音が出たら65から70ほど遮断されますよと、そういう性能がある、効果があるということ測定したというふうに聞いております。

それと、連続で測定したかということですが、6月14日と15日に2日にわたりまして行いまして、14日は昼からの午後、17時から24時まで、15日は9時半から昼の14時30分まで、連続で合計12時間行っております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 発する音の高さによって、高さというか大きさというんですか、室内での騒音というのは変わってくると思うんですけども、基準がどの程度にあるのかというのがわかりませんので何とも言えませんが、例えば65デシベルの遮音効果があるということ言えば、100デシベルで35デシベルですね。そしたら110デシベルになると45デシベルになる。じゃあ、110デシベルの音は、太陽の広場とかでは発しないという判断ですか。

議長（久保 玄爾君） 理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 先ほど申しましたけれども、再開発組合の管理規約がございまして、広場の中で80デシベルの音はイベント時に出してはいけないという決まりになっておりますので、基本的には出ないというふうに考えております。

それと、音ですけども、私も議員さんと同じような疑問を持ちましたので、いろいろ聞いたんですけども、音は大きさだけじゃないようございまして、振動数、ヘルツがありまして、一番遮断しにくいのが500ヘルツの音が遮断しにくいそうございまして。

だから、音が大きいから小さいからじゃないし、500ヘルツの振動数のある音というのが一番遮断が難しいと。それは、今さっき初めに言いましたけど、6種類の音を出しますので、その中には当然500ヘルツの音も出ているということございまして。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 広場では80デシベル以上の音は発しないという規定があるのかどうかわかりませんが、例えばトランペットであれば、これはインターネットから出し

たんですけど、トランペットであれば110デシベルくらい出るんですよね、出せば。ということは、トランペット演奏なんかはやらないということですか。

議長（久保 玄爾君） 理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 規約によると、80デシベルというはっきり数字が出ておりますので、それ以上は出せないということになっています。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） もう一度確認しますけども、あの太陽の広場では、80デシベル以上の音は出さないというのが規約にあるんですね。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 太陽の広場かどうかは覚えてませんが、施設の中では、だから要するに、再開発計画の区域の中では、80デシベル以上の音は出ないというふうに原則なっております。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） はい、わかりました。

次に、感応評価ですけども、だれが行って、その結果はどうだったんですか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部理事。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 行いましたのは、永田音響設計というところが行っております。

測定結果ですけども、これちょっと結果あるんですけども、口で言うのがちょっと難しいんですけども、表がありまして、室内騒音の測定というのがありまして、遮音性能の測定……（「10点満点で評価して、何点か」と呼ぶ者あり）

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 開議

議長（久保 玄爾君） 会議を再開いたします。

理事、どうぞ。

土木都市建設部理事（藤本 澄夫君） 残響の時間特性の測定というのがございまして、それは、63ヘルツから8,000ヘルツのオクターブ間隔、周波数範囲がそうになっています。測定点が、客室内の3から5点、これが残響時間。エコータイムパターンの観測というのがありまして、これは対象箇所及び条件が多目的ホール、音源及び測定点が音源、低音、高音の単音、音源位置、ステージ側代表点1から2点、測定点、観客内の3から

5点というふうになってまして、はっきり言いますと、そういうふうな報告でございまして、細かい数字というものが出ておりませんので、議員さんの今質問の趣旨に合った回答ができておりませんと思いますので、後ほど資料を差し上げたいと、こういうふうに思います。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） やはり最終的な判断は、図書館を利用されるお客様だろうと思います。それが、うるさいやと思うと、うるさいんですね。ですから、もう受け取った以上しようがないとしても、今後、お客様が来るまでの評価ではなくて、できれば図書館員全員がその音を発生して、本当に静粛性が保てられとるかどうかを確認してオープンしてください。よろしくをお願いします。

終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は福祉行政について、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 御質問の包括支援センターが行う事業の一つである成年後見制度についてお答えいたします。

既に御承知のように、今回の介護保険制度改正に伴い、新たに創設されました地域包括支援センターは、従来より活動してきました基幹型及び地域型在宅介護支援センターにかわって支援を行っております。

当センターの成年後見制度を含んだ権利擁護業務は、高齢者等が地域生活に困難を抱えたとき、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは問題が解決できなかったり、適切なサービスにつながる方法が見つからなかったりして、問題を抱えたまま生活をしている場合に、地域において、尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から支援を行うものです。

この支援を行う過程で、成年後見制度の利用が必要と判断される場合に、親族がおられれば、親族からの申し立てが行われるように支援いたします。また、申し立てが行える親族がおられないなどの場合は、市が直接申し立ての対応をいたします。

本市におきましても、平成13年度、基幹型介護支援センターが設置されましたことから、地域型在宅介護支援センターあるいは居宅介護支援事業所、民生委員など、福祉関係者から権利擁護に関する相談を受けるようになりましたことから、平成14年度に成年後見制度の申し立てに関する経費を予算化いたしております。

平成14年度以来、地域からの権利擁護に関する相談は延べ50件程度ございます。そのうち、市といたしまして直接対応いたしましたのは、4年間で2件ございました。

今後とも、市広報への掲載や介護予防教室等の高齢者の会合などにおいて、制度の周知

を図るため、パンフレットの配布などを行い、普及・啓発を推進するとともに、関係機関と連携を図り、適切に本制度が利用されるよう支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（久保 玄爾君） 8番。

8番（藤本 和久君） 時間がないので、要望だけさせてもらいます。

成年後見制度を利用しやすくするためには、良質で大量の成年後見人等の確保が必要になると思います。しかも、それも安価で供給されることが必要だと思えます。

成年後見等に必要な知識は、すぐに備わるものではありませんので、養成が必要であります。親族からの就任はそう多くは望めないと思えますので、残るは親族以外、弁護士等の数は少ないので、いわゆる一般人からそういう人たちを養成する必要があるんじゃないかというふうに思います。

例えば、弁護士にその成年後見人を頼むと、月3万から5万ぐらいかかるようですね。この2つの課題、1つがマンパワーの不足、もう一つが費用の問題、これを解決する必要があるんじゃないかというふうに思います。

その手段として提案したいと思うんですけども、ボランティアによる成年後見人等を養成することを提案したいと思えます。

後見人は、先ほど言いましたけども、資格は要りませんので、一定の知識とやる気さえあればできます。やる気は自治体ではどうにもなりません、一定の知識を植えつけるには、自治体が後見人等の養成講座を開設すればできます。

東京都は既に開始したそうです。2007年問題と言われております団塊の世代の大量の退職者、私もその一人ですが、私が言うのも何ですけども、団塊の世代は社会参加の意欲は強いものがあります。呼びかければ必ずこたえてくれると思えますので、その呼びかけの仕掛け人を、ぜひとも当局にお願いしたいということをお願いして終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、8番、藤本議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、19番、伊藤議員。

〔19番 伊藤 央君 登壇〕

19番（伊藤 央君） 会派息吹、伊藤央でございます。通告に従い、質問させていただきます。

先般行われました防府市長選挙の折には、社団法人防府青年会議所の主催により、立候補予定者公開討論会が開催されました。討論会当日、会場となった防府市公会堂には、約1,600名もの市民の方が集まったそうであります。当日行われましたアンケートの結

果によりますと、この討論会に対し、「大変よかった」、また「よかった」と答えた方が78%を占めており、このたびの市長選に対する市民の関心の高さを改めて感じた次第でございます。

この討論会でございますが、ローカルマニフェスト型討論会と銘打たれ、両立候補予定者からマニフェストが提出されております。前述のアンケートによると、討論会開催時までに支持する候補者を決めていなかった来場者のうち、59%の人が、この討論会で投票する候補者を決定しておられます。当日配布されたマニフェスト、また討論の内容が、有権者の投票行動を大きく左右したということがわかるわけであります。

従来、選挙公約と呼ばれていたものとマニフェストとの大きな違いの一つに、その具体性があると存じます。具体的な方針や施策、また事業が述べられていることで、有権者の政治に対する関心を高め、また首長を選択する時点で、指示する候補者の進めようとする施策に有権者が責任を負うということになります。マニフェストは、市政への住民参加という点で大きな役割を果たしているわけであります。このたびの市長選挙の投票率が、前回より約12%、12ポイントも増加したということは、このこととも無関係ではないと存じております。

また、マニフェストを公表した候補が市長に当選した場合、議会は、市長がマニフェストで示した政策をしっかりと進めているかどうか、チェックする義務を負うものと考えます。討論会で提出されたマニフェストは、主催者の指定した様式に合わせたものでありますので、自由度という点でかなり制限があったとは存じますが、この資料の内容を中心に、また討論会での松浦市長の発言とあわせて、幾つか質問をさせていただきたいと存じます。

まず1点目でございますが、討論会で配布された資料には、直ちに行う重点施策として、「市民なんでも相談・すぐやる課の設置」ということが掲げられております。すぐやる課といえば、松本清氏が千葉県松戸市長在任中、昭和44年に、市役所は市民に役立つところ、市民にとって役に立つ人がいるところということをもットーに、日本初の即応部門「すぐやる課」を市役所に設置したものが有名であります。また、全国でも多くの自治体に同様の役割の部課ができておりますが、それと同じようなものと考えてよろしいのでしょうか、具体的にどのようなものなのかお答えください。

次に、同じく直ちに行う重点施策の中で、「地区担当職員の配置」というものが挙げられております。これらは、本議会初日に行われた市長の所信表明の中でも触れられておりますが、各地域に人口割で2名から5名程度の地区担当職員を配し、地域との連携をより密にし、その実情把握に努めると述べられました。

しかし、市長がこれまで進めてこられ、またこのたびの市長選挙の中でも成果が上がっ

てきたと終始述べられていた行政改革の一環として、今年度より、出張所長の引き揚げ、また公民館職員を含め全員を4分の3勤務の嘱託員にするなど、出張所機能の縮小が行われております。さらに、3年経過後には、出張所の存廃についても検討する計画を立てられておられます。これらの施策と地区担当職員の配置という施策は、整合性がとれていないように思われますが、いかがでしょうか。

3点目として、これも直ちに行う重点施策として挙げられておるものです。「移動市長室」の開催というものがございました。所信表明でも触れられまして、市長が積極的に地域に出向き、市民の皆様とひざを交えて自由闊達にお話しする中で市政への御意見をいただけるようにしようとするものということで、早速夏以降開催する予定ということでしたが、これまで行ってこられた地区懇談会も同様に行うということもおっしゃいました。この地区懇談会と、今後行う予定の移動市長室、これがどのように違うのか、お答えください。

4点目、これも直ちに行う重点施策ということで、「防府市パブリックコメント制度」の確立というものを掲げておられました。討論会では、このパブリックコメント制度を指して、これは住民投票条例につながっていくとの発言がございました。

私の知る限り、パブリックコメントとは、条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、また寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方を公表することであり、一方、住民投票とは、例えば原発やダム建設、大型公共事業、先ほども出ました市町村合併、このようなものの是非について、また住民に大きな影響があると思われる課題について、住民に問うために実施するものであり、パブリックコメント制度と住民投票とはかなり性質の違うものと私は認識しております。パブリックコメント制度というものが、どのように住民投票条例につながっていくのか、お聞かせください。

5点目、4年間で行う重点施策として、「まちの駅と山頭火ふるさと館の開設」ということを挙げられております。これらの施策の実施について、民間の力を活用するという発言がございました。具体的にはどういうことなのか、また財源について、行政改革の効果額の中で十分出していけるとも発言されておりますので、どのくらいの予算を考えておられるのか、お聞かせください。

6点目、同じく4年間で行う重点施策の中に、子育て支援、福祉施設の充実というものが、その目標値として、各地区に「親子ふれあいコーナー」の設置ということも挙げられております。この親子ふれあいコーナーというものはどのようなものなのか、具体的にお聞かせください。

7点目、上記以外の重点施策の中で、「汚水処理人口普及率の促進」が掲げられております。これについて、向こう5年間、35億円の事業費を確保しているという発言をされました。35億円のうち、17億2,351万9,000円は、内閣府より認定された「蚩舞う清流と共生するふるさと防府再生計画」の中での交付金を指すものと思われませんが、これ以外の約17億円の財源をお聞かせください。

最後に、上記以外の重点施策として掲げられている「ごみ処理施設の整備」についてですが、現在、耐用年数を過ぎている焼却炉の更新及びリサイクルセンターなどの設置を言っておられるものと存じます。これらの実施には、かなりの費用がかかるはずですが、単独市政を形成していく中で、十分対応可能な財政シミュレーションの中に入っているとの発言をされておられます。実際に、単独市政の中で可能なのか、お聞きいたします。

以上、このたびの市長選挙において松浦市長の示されたマニフェスト、また討論会での発言について御質問いたします。誠意ある、また簡潔明瞭な御回答をお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） このたびの市長選挙におきまして、私が市民の皆様方にお訴えいたしました政策課題について、市議会で説明することができる貴重な機会をいただきましたこと、まずもってありがたく御礼申し上げます。

私は、市民一人ひとりが主役となる市政運営を推進することが極めて大切であると考えており、そのためには、市民の声を市政に反映させると同時に、市民の市政への参画を一層推進していくことが重要であると考えております。住みやすいふるさとを創造するためには、市民の皆様の御要望や御意見を効果的に市政に反映させることが重要であり、そのためには、わかりやすい組織や機能の充実を図る必要があると考え、さきの選挙で多岐にわたる公約を掲げ、市民の皆様の御理解をいただくとともに、厚い御信任をちょうだいいたしましたところでございます。

この公開討論会における私のマニフェストについて、その達成度につきましては、毎年私自身が評価し、記者会見等で発表する予定でありますことを付言させていただきます。

まず、質問の第1点目の「市民なんでも相談・すぐやる課」の設置についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、さまざまな方法で市民の皆様の御要望・御意見を広報広聴課等において受け付けし、それぞれの担当部署が処理しておりますが、市民の皆様の中には、その仕組みがわかりにくく、内容によっては、市役所のどこに相談したらいいかわからない、また御要望等のその後の経過や結果の報告が十分でないという苦情を耳にしてい

るところであります。

このため、現在の広報広聴課を発展的に改組の上、新たな部署を設置し、名称を変更するとともに、行政知識や市の組織機構を熟知している職員等を配置したいと考えております。したがって、その部署に行けば、すべてのことが相談でき、また担当部署を紹介してもらえそうな、市民の皆様がわかりやすく、何でも相談できる窓口の設置を考えております。

さらには、関係部署と緊密な連携をとり、速やかに対応し、その御要望等ができるのか、できないのか、また中間報告も含め、どのような結果となったのかを責任を持って迅速にお知らせできる組織を考えております。

なお、この部署につきましては、人員配置等も必要となりますので、来年4月に設置することにしておりますが、名称につきましては、市民の皆様がわかりやすく、誤解を招かないよう、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の「地区担当職員の配置」についてお答えいたします。

地区担当職員制度は、地域自治会連合会を組織する地域を単位に、人口割で、原則として2名から5名程度の、その地域に住む職員を配置し、地域と市担当課のパイプ役を務めることを目的に、行政情報の提供、地域ニーズの把握、地区の諸行事への参加等を担当させることとしております。

この地区担当職員制度は、出張所の存廃とは全く関係のないものですが、この制度につきましても、来年の4月に担当部署へ職員を兼務配置の上、実施してまいりたいと考えております。

なお、このたび出張所の組織の見直しを行いました。常勤職員のかわりに行政経験豊富な嘱託職員を配置するとともに、公民館長を出張所長兼務として勤務日数を増やすなど、市民サービス水準の維持には十分に配慮しており、決して出張所機能の縮小にはなっていないことを付言させていただきます。

第3点目の「移動市長室」と「地区懇談会」との違いについての御質問ですが、現在、各地区自治会の主催で地区懇談会を開催しておりますが、これは事前に地域の御要望をお聞きし、その事柄について、私と各担当部署で該当箇所の視察をするとともに、どういう対応ができるのかを協議・検討し、開催日に部長等も同行の上、自治会の進行のもと、いわゆる議会形式で質疑応答を行っているものでございまして、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

一方、お尋ねの移動市長室の開催につきましては、市役所の市長室ではなく、私と秘書等の最少人数で積極的に地域に出向き、市民の皆様とひざを交えて自由闊達にお話する

時間をとることにより、市政への御意見やお気づきを気軽にいただけるようにしようとするもので、早速8月からの開催を考えております。

次に、「防府市パブリックコメント制度」の確立と「住民投票条例」の制定についての御質問でございますが、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進める上では、広く情報を公開し、情報の共有化を図り、政策課題に対してともに取り組むことが求められております。

これまでも、地区懇談会や市長への提言箱など、さまざまな機会を通して市民の皆様の声を聞いてまいりましたが、今後も市民の市政への参画をさらに推進し、市民と行政とのパートナーシップによる協働に発展させていくことが必要であると考えております。

御承知のとおり、パブリックコメント制度は、市の政策や施策の計画立案に当たり、広く市民の皆様の御意見を求め、これを反映するために設ける制度であり、住民投票は、合併問題など市の将来にかかわるような市政運営における極めて重要な事柄について、市民の皆様の意思を直接問う制度でございます。

御質問のことについては、どちらの制度も市民参画という同じ視点に立った制度であり、互いにつながりがあるという意味において、そのような発言をしたわけでございますが、これらは市民の声を市政に反映し、市民参画と協働によるまちづくりを進めるための有効な手段の一つであり、直ちに取り組むべき重要施策として、早期の制度化に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「まちの駅、（仮称）山頭火ふるさと館の開設」についてお答えいたします。

本市は、海・山・川の豊かな自然に恵まれ、歴史的・文化的遺産等さまざまな潜在的富を有しております。これらの潜在的富を十二分に活かしたまちづくりを進めていくことが、本市の発展に極めて大切なことであると考えております。

こうした中で、長年、観光振興に努力をしてきたところでございますが、このところの状況を見ますと、決して十分な成果が上がっているとは思えません。したがって、いま一度原点からのしっかりと見直しをしていくことが、今後のまちの活性化にもつながる重要施策の一つではなかろうかと考えているところであります。

そこで、主要観光資源を魅力ある散策ルートで結び、回遊性を高めるとともに、観光客の滞在時間の増加が期待できる回遊拠点施設の整備がぜひとも必要であるとの思いの中で、まちの駅、山頭火ふるさと館の開設の構想に至ったわけでありまして。

開設に向けましては、いずれの施設につきましても、民間主導の管理運営等を考えておりますので、民間関係団体、有識者との協議会を立ち上げ、御意見、御協力をいただきな

がら十分検討し、結論を出していきたいと思っております。

大まかなイメージといたしましては、まちの駅につきましては、先ほど申しあげました回遊拠点施設としての機能を有することが大切であり、大型バス等が多数駐車可能で、多人数での利用が可能な食事どころ、実演販売もある土産物売り場、観光案内所などを備えた県内観光の拠点の一つとして認定を受けるに足り得るような施設を想定しております。

また、（仮称）山頭火ふるさと館につきましては、資料、遺品等の展示並びに山頭火にちなんだ土産物の販売ができるような施設を想定しておりますが、実現に向けては、関係者、関係団体のお知恵、御熱意、積極的な御協力がなくてはならないものと考えております。

次に、財源についてのお尋ねでございますが、本市は、県内他市に先駆けて、市民の皆様様の御理解、御協力を賜り、平成13年度から第三次行政改革に取り組んでまいりました結果、平成17年度までの4年間で18億円もの効果を上げることができたところでございます。

また現在、後期計画の2年目として、なお一層の改革に取り組んでいるところでありますが、これらの事業については、民間の御協力をいただくことなどもあり、それほど多くの経費が必要になるとは考えておりませんので、今後の行革努力により得られる効果額の範囲内で十分に実施が可能であると考えており、そのような意味で、財源については、行政改革の効果額の中で十分出していけると、そのように申し上げたものでございます。

次に、「親子ふれあいコーナー」についてお答えいたします。

現在、保育所や幼稚園を利用せずに、在宅で子育てをしておられる母親などにとっては、家庭内で不安や負担などのストレスを抱え込むケースが多いと言われております。したがって、このようなストレスを解消し、児童虐待などという最悪の事態を招かないような支援策が必要とされております。

その支援策の一つといたしまして、子育て中の母親などが、子どもとともに気軽に自由に集い、触れ合い、語り合い、また子育てに関する不安や悩みを親同士で相談できる場として、親子ふれあいコーナーを設置しようとしています。

次に、「汚水処理人口普及率の促進」におけます事業費の確保についての御質問にお答えいたします。

私が市長に就任いたしました8年前、本市の平成9年度末汚水処理人口普及率は47.3%であり、全国平均の64.1%、山口県平均の52.6%と比べ、低い水準にございましたが、平成17年度末の普及率は71.1%と、70%を超えるまでに普及してきたところでございます。

平成16年度末までの5年間の伸び率を見ましても、本市においては16.3%増と急上昇しておりまして、全国平均の10.5%増、山口県平均の11.7%増を大きく上回っております。これらは、公共下水道を積極的に整備し、また佐波川清流保全条例の制定や、清流保全区域における合併処理浄化槽の上乗せ補助を実施するなど、市長就任以来、污水处理施設整備を本市の最重要施策と位置づけ、推進してまいりました成果と考えております。

国においては、三位一体改革の中で、公共事業関係の国庫補助金が削減されてきており、財源確保が重要な課題となっておりますが、一方で、地方公共団体が行う自主的・自律的な取り組みによる地域活性化の再生等を、省庁間の枠を超えて支援する地域再生法が昨年制定されたところでございます。

このような状況の中、佐波川の清流を守り抜き、市内の水路、河川の水質を向上していくことを内容とする地域再生計画「蛍舞う清流と共生するふるさと防府再生計画」を申請し、平成17年11月22日に内閣府から認定されたところでございます。

これによりまして、地域再生法の特別措置の一つである污水处理施設整備交付金を、公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置事業を対象に受けることになり、平成17年度から平成21年度までの5カ年で、対象事業費として36億5,300万円余り、交付金として17億2,300万円余りを確保したところでございます。

これら污水处理施設は、生活環境の改善や公共水域の水質保全・向上のために極めて重要な施設であり、普及途上にあります本市におきましては、今後とも、その整備促進が重要課題であると考えております。この交付金を活用し、平成22年度末の污水处理人口普及率を85%まで向上することを目標に、公共下水道整備や合併処理浄化槽の普及に努めてまいり所存でございます。

最後に、「ごみ処理施設の整備」についての御質問でございますが、これにつきましては、規模ややり方等により、いろいろな方法が考えられますが、いずれにいたしましても、多大な経費が見込まれますことから、私は今日まで市債の発行を抑制し、後年度の負担の軽減に努めるとともに、基金の積み増しにも努めてまいりました。

その結果、就任時と比較して、市債残高は約60億円の減少を達成することができましたし、一方では、基金残高は、財政調整基金と減債基金を合わせて、平成17年度末までで約14億4,000万円を積み増し、約52億円にも達しておりますことから、今後の財政運営の中で、ごみ処理施設の整備について、十分対応できると考えております。

なお、本市は単独市政を歩むこととなりますが、他市に先駆けて行政改革を実施してまいりましたので、財政構造の弾力性を示す指標であります経常収支比率は県内トップレベ

ルとなってきておりますし、起債制限比率につきましても、格段の改善を示してまいりました。

今後も、引き続き行革の手綱を緩めることなく、むだのないスリムな行政を目指し、他市に負けない市民サービスにも十分配慮しながら、より一層の市民生活の向上に努めてまいりますので、議会の議員各位、皆様方のさらなる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） それでは、自席より質問させていただきます。

壇上でも述べましたけども、1番の「市民なんでも相談・すぐやる課」についてですが、松戸市で導入されたのが先ほど申しましたとおり昭和44年で、6年後には全国各地300以上の自治体で同様、同名の部課ができております。これは、行政サービスの機動性を高める目的のほか、行政マンは常に市民の側に立った視点で、行政サービスを通して市民に奉仕するという姿勢を徹底する目的もあったのではないかと思います。

昭和44年といいますと、私が生まれた年でございます。およそそのぐらいの年月がたった今、行政が迅速で親切な対応をするということは、もう当たり前の時代になっているのではないかというふうに私は思っております。今、すぐやる課というものを設置するより、例えば市職員の間でそういった意識の徹底を図っていけば、すべての部課がすぐやる課になる、より市民に満足いただけるサービスができるのではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も全く同様の考えで、市長に就任以来、市の職員の、実は8年前はいろいろ事件もあった直後でございましたし、市の職員の意識もかなり低下していたと思っております。意識改革を大いに求めて、しっかりしてきた市役所になってきていると、私はそのように感じております。

おりますが、一方、市民の皆様方は、日常いろんな問題、いろいろなお気づきなどがあるわけでありまして、その生じた事柄をどこに行ったらいいのかわからない、どここのところへ相談したらいいのかわからないなど。これをわかりやすく、そういうことはここだよとってくれるようなお示し方を、行政の立場から言うとお示し方、示し方をしてほしいなど、こういうふうな御要望が数多く実は寄せられているわけでありまして、私は、まずはそういう市民のお気持ちに立って、どこへ行ったらいいかわからないというような、少なくともそういうお悩みは解消し、そして迅速に対応していく、またその御報告

もさせていただく、そういうシステムを組織機構の中に設ける必要があると、そのように感じたところでございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） よくわかりました。しかし、窓口というか、案内がしっかりしていただければ、これは十分そこで対応可能なことと思いますし、やはり市民一人ひとりの意識の徹底ということが必要だと考えます。

以前、総務委員会の所管事務調査の中で、職員提案のコンテストの優秀者の発表というようなものがありました。その中で待遇マニュアルというものを作成、またそして徹底するというような提案があったように記憶しておりますが、その後、その待遇マニュアルについて、何か実施しているとか、採用されておられますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） この職員提案制度もようやく板についてきて、実は平成11年から社会人採用というものを市の職員の中に設けました。職員採用制度の中に社会人経験者を採用するという枠を設けました。それによって、今日まで17名の社会人経験者が採用されてきたわけですけれども、その若い社会人の経験のある人たちがいろいろな意見を出して、彼らは毎月勉強会も開いておるように聞いておりますが、そうした中から出てくるいろいろなものを一堂に会して、いろいろな職員の、ほかの職員の方々も全部が交わった中で、職員提案制度というものが毎年発表されてきている。テーマを決めて、観光テーマという形で職員提案を募ったこともございますし、行政改革という中で出てきたものもございます。

そうした中で、待遇マニュアルということについて、ある若手の職員が、こういうものも素晴らしいことだということを出してきたと聞いております。私が聞いておるところでは、市制施行70周年の8月25日にそのようなものを発表するのか、あるいはその待遇マニュアルについての意見発表があるのか、何かその辺のことを昨年秋ごろ聞いた記憶がありますが、言葉が足りないところは、助役なり担当の部長から補足してもらいたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 総務委員会の所管事務調査で、せっかく職員からの事務提案、改善がありましたことについては御紹介させていただきました。

その後ですが、この3月、4月になりまして、じゃあ職員の横断的なプロジェクトチームをつくってみようじゃないかというところで、待遇マニュアルをつくるためのプロジェクトチームを今つくっております。ちょっとサブタイトルは忘れましたが、元気プロジェ

クト、ちょっとプロジェクト名は忘れましたが、自分たちで名前をネーミングしてつくっております。

今、市長が申しあげましたように、できれば8月25日の市制70周年記念で、接遇向上宣言等が出せればいいんじゃないかなということで、鋭意プロジェクトチームで検討を重ねているというような状況でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） ありがとうございます。ぜひ、組織改革とともに、組織というのは人が固まってできてるものですから、その一人ひとりの意識の改革というものをさらに進めていただきたいというふうに御要望して、この項を終わります。

2点目、地区担当職員の配置というのが出張所機能の縮小と整合性がとれてないんじゃないかということで御質問したわけですが、縮小にはつながっておらんというお答えでございました。

各地域、とりわけ周辺部の地域においては、公民館、また出張所というのが、地域のコミュニケーションを図る上で大変重要な役割を果たしております。また、地区担当職員というものに求めようとされておられます行政とのパイプ役という意味でも、大変大きな役割を果たしておるように私は思っております。

4月のこの発表を受け、また3年後、存廃を検討するということについて、大変残念がっておられ、また不安がっておられるというような市民の声が私のところにも大変多く入っておりますので、ぜひともいま一度御検討いただくよう御要望しておきます。

ちょっと時間がございませんので、7番目の汚水処理人口普及率についての財源の問題をお聞きしますけども、今の御答弁の中では、結局17億円が交付金として確保されておることなのですが、その残りの17億円に関して、この出どころというのはどこなのか、具体的に教えてください。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） ただいまの交付金の17億円についての内訳をお知らせいたします。内訳で……。

議長（久保 玄爾君） 暫時休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時28分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 交付金の残りの内訳を申し上げます。

先ほどの、ちょっとなぞらせていただきますが、36億5,355万7,000円の対象事業費に対しまして、先ほど申された交付金が17億2,359万円でございます。

その残額の内訳としましては、公共下水道の対象事業費は30億3,400万円で、交付金は15億1,700万円でございます。あとの合併処理浄化槽の対象事業費は6億1,955万7,000円で、交付金は2億659万1,000円でございます。

公共下水道事業費の対象事業費は、幹線、主要幹線等、従前の補助対象相当額でございまして、そのうちの残りは、あと県から補助金が3分の1、一般財源が3分の1でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） この中で、起債というものは行うのですか、行わないのですか。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） 通常の交付金及び通常の補助事業でございますけれども、これは補助裏の補助裏と申しますのは補助の残りでございますけれども、その90%について、起債が充当されます。

また、建設費の一財部分でございますが、これは私どもの繰出基準で、一般会計から繰り出しをするというふうな取り決めになっております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） わかりました。

それでは、最後、ごみ処理施設の整備のところですけども、大変なお金がかかるということは市長も認められておるわけですけども、52億円の基金残高があると。そして、市債残高も随分減っておるということで、十分できるというお答えでございました。

私がちょっとお聞きしたところによりますと、大まかな計画で、総事業費で150億ぐらいかかるのではないかとということをお聞きしております。

市長も、討論会で、かなり率のいい補助があるというふうにおっしゃってましたけども、交付金というのは、補助対象の3分の1と考えていいんだと思うんですが、例えば幾らその基金からお使いになるのかわかりませんが、100億円、起債に頼ると考えますと、市民1人当たりの市債残高というものは、あっといふ間に、大ざっぱに8万ちょっと、8万3,000円ぐらい増える計算になると思います。市長、討論会で合併問題を論じる中で、

山口の1人当たりの市債残高は49万円だと。防府市は32万円、格段の違いであるということをおっしゃいました。単純に、今、防府市が32万とすると、8万円を足すと、もう40万円ちょっと。

また、マニフェストでもお約束されておられますスポーツセンター体育館の建設、また先ほどの下水道事業に係る起債を含めると、まだまだ市債残高というのは、もしかすると増えていくのかというふうに考えてしまうわけですが、また大型公共施設の整備とか、また下水道整備についても、防府市よりも若干進んでおられる山口市が、もし合併によるスケールメリットを生かして、さらなる、これから財政の健全化というものに努めていかれて、そしてそれに成功すれば、もしかすると市民1人当たりの市債残高というのは、防府市が山口に追いついてしまうか、追い抜くかということもないとは言えないと思うわけです。

それを踏まえた上でも、単独市政でも十分大丈夫なんだというふうにおっしゃるのでしょうか。お教えてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 細かい数字のことについてはまた補足させますが、要は、相手側のいいところだけを見ていけば、それはよく見えるでしょうし、私どもの方の不安材料を、一生懸命になって不安材料をさらに根を掘っていけば、さらに不安材料は増幅して行くのではないのでしょうか。

それは、他人様のことはいろいろうらやましく見えることもあるかもしれない。自分の方は先細りで、いろいろつらいなと思うことがそれは見えるかもしれない。これは物の考え方なんです。

しっかりとした、自分たちのふるさとを、自分たちの先人が築き上げてくれたものを、誇りを持ってこれを守り抜いていく、あるいはこれからもきちっとした市政運営をしていくんだという強い姿勢のもとに諸事を行っておく。したがって、行政改革も手綱を緩めることなく、さらに聖域を設けることなく、行政改革もしっかり取り組んでいく、そういう姿勢をしっかりと堅持することによって、どのような問題点があるうとも、例えば今おっしゃったようなごみ処理の焼却場の問題とか、あるいは下水道事業の問題とか、あるいはスポーツセンターの新築の問題とか、私はそんな大した、将来、防府市がやっていけない、やっていけないと不安がるような材料のものでは何らないと、このように私は感じております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 安心していいのか、まだまだ私は不安でございますけども、

聖域なく改革を行っていくということでございますので、合併ということも聖域にしないでいただきたいと。今後も、頭の片隅にはやっぱり置いておかれることが必要なんではないかということを申しておきます。

こういった、市長の公約についてというか、マニフェストについていろいろお聞きしておりますと、根掘り葉掘りというような印象を持たれるような質問になってしまうんですが、これはやっぱり市長が出されておられたマニフェストに大きな問題があるように私は感じるわけでございます。従来の選挙公約とマニフェストの違いというものについて、市長は何だと思っておられますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、基本的には変わらないと思っておりますが、ああいう形で、今はやりの公開討論会というようなことも実施され、そこで直ちに行う政策はという問いに対して、これこれとお答えし、しからば与えられる4年間の任期の間ではどういうことですかという問いに対して、これこれですということをお答えしたことは極めて大切なことであると。

したがって、その検証は、みずからが年に一度は記者会見の場できちっと検証させていただき、市民に御理解と御批判等あわせていただくように、できなければできない理由もはっきり御説明していくということが必要なことであると、そのように私は考えております。

それから、もう一言つけ加えておきますが、地区担当職員の配置というのは、出張所がどうこうとかいう、出張所の正規の職員が今はおりませんが、そのかわり、行政に非常に詳しい部長経験者のような方々が公民館長兼務で出張所長を兼務しておられる。今の防府市の出張所体制を補完するものでは全くないんです。全く違います。

出張所体制は出張所体制として、現在あるものは堅持をしていく。それをきちっと守りながら、しかも今までその地域に住んでいる市の職員でありながらも、往々にして市の職員だからということで、余りいろいろな地域の事柄にはあえて遠慮して出向かなかったり、口を入れたりしない、あるいはなるたけならお話を持ってこられないようにというような感覚が少しあったような気がするので、そうではなくて、積極的に地区のいろいろな事柄、自分が住んでいる地域の事柄について、積極的にお手伝いいたしますよと、そういう感覚、感性を身につけさせたいという思いの中で、地区担当職員という制度をつくらうと。

これは、別に財源を伴うことでも何でもありません。それぞれが意識をそういうふうにして持てばいいわけのことでございますので、そういう趣旨でありますから、全く出張所制度をどうのこうのとは関係のないことだということを、誤解のないようお願いしておきた

いと思います。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 話を前へ一遍戻します。

マニフェストは、候補者と有権者の交わす契約文書であると私は思っております。同じものとおっしゃいましたけども、私は、従来の選挙公約と大きく違う点は、掲げた政策、また施策、具体的事業、こういったものが具体性を持っているかどうか。具体性を持たせるには、数値目標、期限、財源、手法というものが、ある程度明記されていなければならないと思います。

せんだっての討論会においても、資料には目標値達成期限、手法、財源を記入してくださいというふうに書いてございましたが、ほとんどのものについて、手法、財源というものが書かれておりませんでした。ちょっとマニフェストというにはお粗末かなという印象を受けた次第でございます。

主催者の様式にのっとってということでございますが、市長の後援会が発行された活動報告紙にも、マニフェストということではいろいろなことをお約束されておりますけれども、やはりこれにも財源、そして手法、実施計画ということは全く書かれておりません。他市の立候補者のマニフェストと比べると、相当これは見劣りするものと言わざるを得ないわけであります。

これは、実施するために真剣に取り組んでいただくことはもちろんでございますが、現時点でどのように取り組んでおられますか、簡潔にお教えてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 多少立場が違う御質問なので、明確なお答えになるかどうかわかりませんが、私は現職の市長として責任のあるマニフェストをお示ししていく、そういう立場に選挙前からあったわけでございますから、その立場の中で十分マニフェストを記入いたしたつもりでございますし、そのことについては、再選を市民から託された直後から、既に部内において、るる協議並びに検討に入るよう指示いたしておりますので、仕上げをゆっくりごらんいただけたらと思っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（伊藤 央君） 市長は、ローカルマニフェスト推進首長連盟という団体を御存じだと思います。マニフェストというものを調べるうちにたどり着いた団体でございますが、市長はこのメンバーになっていらっしゃる。ホームページ上ではそうなっております。

この連盟でも、マニフェストというものがこれでよいというような考え方なのかどうか

大変疑問に思うところがございますが、実施計画について、しっかりと行っていただきたいということであります。

ある例を最後に出させていただきます。ある本で知ったことでございますが、平成15年、マニフェストを掲げて当選された佐賀県の古川知事、当選後、初登庁から1カ月半の間に、ローカルマニフェストの内容と現行の総合計画の整合性をチェックした上で、計画を改定することなく継承することを決め、当該計画の重点実施項目としてみずからのローカルマニフェストの内容を位置づけ、その大部分の項目は、議会で承認を得て予算化するまでの作業を行われたと。

初登庁の4月23日、ローカルマニフェストの具現化について部長会議で指示を出され、5月12日には、三役、部局長、教育長、警察本部長などで構成し、ローカルマニフェストの対応方針等を決定するマニフェスト検討会議を設置するとともに、課長、副課長、担当係長、担当で構成するマニフェスト検討会を開催されました。

また、県民の声をじかに聞く緊急対話集会も開催するなど、1カ月半の間に政策検討会議を2回、マニフェスト検討会を8回、緊急対話集会7回という集中的な討議を行われております。こうした努力によって、ローカルマニフェストに掲げた49項目のうち31項目を、6月の補正予算で早くも予算措置というものをされておるわけです。

マニフェストを絵にかいたもちにしないためには、これほどのエネルギーを要するということでは、それほどの覚悟を持ってマニフェストを作成するというのも必要であると思いますので、実行にはぜひ真剣に取り組んでいただきたいと。そして、自己評価だけでなく、できれば客観的な評価をするような委員会を立ち上げる等もお願いしておきます。

三位一体改革が進んでおりますので、どんどんと地方自治の推進が進んでおり、いろいろこのマニフェスト、不備はあるものの、初めての、防府ではローカルマニフェストを掲げた選挙であったと思います。地方分権時代を迎え、我々議会の重要性もさらに高まっておることでもありますので、ローカルマニフェストに掲げられた政策の実施、そして達成状況を含め、行政のチェック機能という役割を私たちもしっかりと果たす努力をしていくことをお約束しまして、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、19番、伊藤議員の質問を終わります。

ここで10分間ほど休憩します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時55分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、18番、今津議員。

〔18番 今津 誠一君 登壇〕

18番（今津 誠一君） 松浦市長には、今回の選挙での大勝利、まことにおめでとうございます。大勝利の要因は何であったか、市民の求めていたことは何であったか、十分分析のことと思います。その市民の負託にこたえ、市民満足度の高い行政運営をお願いしたいと思います。私も、非はノーとはっきり申しますが、是は積極的に支援してまいりたいと思います。

それでは、通告に従い順次質問させていただきますが、本日7月3日は、私の59回目の誕生日でございます。誕生祝いに、すばらしい回答をぜひお願い申し上げます。

このたび第三次防府市総合計画後期基本計画ができ上がりました。これにより、総合的な政策課題が明らかにされていますが、これの実現のための具体的施策が明確に示されているわけではありません。

そこで、お尋ねしたいのは、政策実現のための具体的施策を、どのような組織体制で、あるいはシステムで考えていこうとされているのかという点です。

例えば、この計画は、企画課を中心に総合的施策課題が明らかにされたと思いますが、今後はそれをそれぞれの課に丸投げして、それぞれの課が独自に具体的施策を考えるということになるのか、あるいは企画課とそれぞれの課が協議しながら具体的施策を考えるのか、あるいはまたそこに市民の知恵や議会の知恵や政策プロの知恵を入れながら具体的施策を考えるのか、この点について明らかにしていただきたいと思います。

次に、防府市の教育改革、特に学力向上プロジェクトの立ち上げについてお尋ねいたします。

今、ベストセラーとなっている「国家の品格」という本の著者である藤原正彦氏は、その中で、国の政策で最も大事なものは教育である。経済などというものは、いつの世も浮き沈みのあるもので大したことではない。時代を担う人材を育てる教育こそ最も大事なことである。特に、物的資源のない日本は、人材こそが最大の資源であると述べています。

その教育が、今、少しおかしくなっています。文部科学省のゆとり教育によって、子どもたちの学力低下が指摘されています。そこで、このゆとり教育をどう改めるべきかについてお尋ねしたいと思います。

「ゆとり教育が日本を滅ぼす」という著作の中で、ユニークな教育実践例を紹介し、ゆとり教育の間違いを指摘した一文があります。

兵庫県朝来町は人口約7,000人余りの町ですが、この町の山口小学校で文部科学省

のゆとり教育を否定するようなユニークな教育が行われています。10数年前から、当時同校で教鞭をとっていた陰山英男教授を中心に実践した詰め込み反復学習法です。例えば、算数の授業の冒頭の5分間、縦10列、横10列に数字を並べて加減乗除する問題を解く100ます計算をさせ、ストップウォッチでタイムをはかり、競いながら解いていきます。大人がやっても五、六分かかるが、早い子は1分少々で解いてしまいます。

国語の授業では、文章を音読して暗唱します。クラス全員が大きな声で伊勢物語や枕草子、徒然草、平家物語等の長い難しい文章を暗唱します。子どもたちの脳はやわらかく、こうした詰め込み教育でどんどん鍛えられ、集中力を高めます。

反復教育で基礎的能力が身につくと、いろいろな応用問題を解くことができるようになります。そうすると、子どもたちにとって学校は楽しい場所となり、子どもたちは競うことの楽しさの中で自然に知識を身につけていきます。学力がつけば自信もつき、すべてに前向きに取り組む姿勢が目立ち始めます。体育のレベルも向上し、いじめや非行もなく、家庭での生活態度もしっかりしてきます。

この山口小学校の子どもたちの成長ぶりが何を意味しているか。それは、文部科学省の教育政策が間違っていたということです。ゆとり教育、創造性教育は、基礎学力のない子どもには効果がないことが判明しましたという一文です。

ゆとり教育によってもたらされた学力の低下現象は、当然防府市の子どもにも及んでいると思いますが、この現況をどうやって一日も早く改めていくか、教育関係者の大きな課題です。

そんな中、山陽小野田市は、市長並びに教育長主導のもと、小・中・高の教員を主たるメンバーとした学校教育研究会を立ち上げ、学校教育の振興を目指した取り組みを開始しました。本年4月より、陰山英男教授を総合監修に迎え、「生活改善・学力向上プロジェクト」と銘打って、家庭での生活改善による体と心の土台づくりと、学校でのモジュール授業による脳と学ぶ心の土台づくりを始めました。

今の子どもたちは、学ぶことへの意欲が低く、自信も持てず、将来への大きな希望もなく、体力も落ちていること、またこのことが不登校やいじめ、学級崩壊、さらにはニートやキレやすい若者の増加などと密接につながっていると、このような現象を現代日本の最大の問題と位置づけ、この対策に取り組み始めました。

去る5月28日、このプロジェクトの一環として、山陽小野田市文化会館において、陰山教授の生徒の学力づくりについての教育講演会が開催されました。私は、以前から氏の指導法とその成果に強い関心を持っていましたので、同僚議員とともにこの講演を聞きに行っていました。

この講演の中でメモした内容を一部紹介しますと、1、日本の家庭教育は世界最低水準である。世界で最もテレビを見る子どもは日本、世界で最も勉強しない子どもも日本である。こういった事実が認識されていない。これが教育論議が混迷する理由である。

2点目、学力の向上には生活改善が不可欠。そこで、早寝早起き、朝御飯を提唱し、テレビ、ゲーム、パソコンを少時間にするよう指導した結果、学力が3割アップした。寝る子は育つというが、学力低下の理由は睡眠不足。また、朝御飯を食べない子どもは脳の回転が悪い。

3、脳は筋肉に近い。鍛えると強くなる。脳は、読み・書き・計算の反復学習によって鍛えられる。昔の寺小屋教育が原点。知能指数は、脳のトレーニングで伸びる。陰山教授が公募採用された尾道市の土堂小学校で調査したところ、平成16年、IQ平均が113だったものが、17年には115にアップし、またIQ120以上が、平成16年には28%であったものが、平成17年には42%にアップした。

4、漢字の習得は学力アップの基礎的条件。反復学習で、土堂小学校では、漢字の検定試験に97%合格。これは全国トップクラス。

5、これまでゆとり教育で教育の原点をおろそかにしたところに学力低下の大きな原因がある等々です。

陰山教授は、この講演会の冒頭、山陽小野田市の学力向上プロジェクトの成功を100%確信すると宣言されたことが鮮烈でした。かつて、日曜日の朝放映される報道2001という番組に陰山氏が出演し、今紹介したような話をし、一緒に出演したゲストもこれを絶賛し、こういった教育を一点突破、全面拡大で全国に拡大すべきだと主張しました。

そこで、私は、翌日、教育長を訪ね、このことを伝え、防府市も陰山メソッドを採用するよう進言しました。教育長も御記憶のことと思います。しかし、残念ながら、全くリアクションがありませんでした。

このたび山陽小野田市がこれを採用し、私は今じだんだを踏む思いでいます。山陽小野田市におくれをとりましたが、一日も早く防府市の子どもの学力の向上のために、「生活改善・学力向上プロジェクト」を立ち上げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、「まち全体を花と緑の植物園構想」についてお尋ねいたします。

近年、花や緑に心の豊かさや心のいやしを求める人々が増えているように思います。例えば、家庭でガーデニングを楽しむ人々、あるいはツアーを組んで仲間と花観光に出かける人々も多いようです。私は、5月にオープンした柳井のフラワーランドと和木町のバラ

園に行ってみました。いずれも入園者が予想以上に多く、改めて現代人が花や緑に何かを求めていることを再認識しました。

さて、私は以前から、防府市に植物園か、あるいは何かの花のスポットがあったらいいがと思っていました。ただ、植物園は、その建設にかなりの金がかかるので、ほかに何かこれにかわる安上がりで市民の心をいやす方策はないかと思案していましたが、ふと思いついたのが、まちのどこかに植物園をつくるという発想を超えて、まち全体が花と緑の植物園と考え、市民と協働でまちじゅうに花や緑を育てたらどうだろうかということでした。

まちの至るところに花と緑のスポットがあって、四季折々の花が見られる。そうなれば、市民は日常の生活の中で、いつでも、どこでも、だれでも、ただで花を觀賞することができます。さらに、まちの景観は向上し、独特の情緒を醸し、観光客等来訪者にも好印象を与え、市民の情操の高揚にも貢献すると思います。

そこで、一石数鳥の効果のあるこの構想をいかに実現化するかですが、まず考えるべきことは、第1に、どこに植えるか、第2に、だれが植えるかです。第1のどこに植えるかについては、基本的には市内の植栽可能な土地すべてです。ただ、一定のエリアを確保するには、市有地と休耕田を対象と考えています。第2のだれが植えるかについては、先ほど申しましたとおり市民です。花と緑のボランティア団体に植栽と管理を任せます。市は、ボランティア団体の募集と種苗代程度を負担します。この構想は、一挙に市内全域でスタートするのではなく、植栽可能な土地を探しながら、少しずつ拡大していけばと思っています。

この構想の概略を簡単に申しましたが、どのような評価をいただけますでしょうか、お答え願います。

私は、かつて、原田市長の時代でしたが、市内の緑化比率をもっと高めようと緑の予算を要求しました。しかし、当時は赤字再建団体の一手前で、それもかなわず、それなら市民の手によって緑を増やそうと記念樹の植栽制度を提案し、それを採用してもらったことがあります。20年を経過して、今では1,000本近い緑が育っています。このたびも前向きに考えていただきますようお願いいたします。壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 18番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 59歳のお誕生日ということで、おめでとうございます。37歳で議席を得られたと思っておりますが、今日までの御尽力に心から敬意を表します。私からは、第三次防府市総合計画後期基本計画についての御質問にお答えいたします。後期基本計画につきましては、平成12年度に策定した第三次防府市総合計画の基本構

想の施策の大綱を基本として、本年度以降5年度間に推進しようとする基本的施策を体系的に明らかにするため、本年3月に策定したものでございます。

策定に当たりましては、公募委員を含めた市民による「防府市まちづくり委員会」を設置し、あるいは議員の有志の方々による「議員まちづくり委員会」で御意見をいただいていたところでございます。

計画の中では、さまざまな施策を掲げておりますが、策定に当たっては、その実効性、具体性を確保するという側面から、基本計画を補完するため、このたび初めて実行計画「ほうふ元気プラン」を策定いたしました。この実行計画におきましては、推進方向や目標とする指標などを掲げ、これを実現するための具体的事業を明らかにするなど、より具体的な推進方策を定め、一層の情報開示を行い、実効性の確保を図っております。

御質問の計画内容を実現するための組織体制につきましては、必要に応じて横断的なプロジェクトを組むことなど、対応してまいりたいと考えております。

また、職員の意識についてでございますが、このたびの計画策定過程におきましては、行政評価の考え方を導入いたしました。

現状と課題の分析に始まり、市民アンケートの分析結果などの市民ニーズを検討し、現状をどう変えたいのか、ゴールや目標とする指標を定め、そのためにはどんな事業を実施していくかといった一からの分析、積み上げを各部、各課、各職員が行ってまいりました。その過程は、つぶさにまちづくり委員会などでお示ししてまいりましたが、このような行政評価などを行うことにより、職員の資質の向上と施策の具体性の確保が図られていくと考えております。

また、事業の実施につきましては、毎年、事業の有効性などを検討しながら実施計画を策定しているところですが、今年度からは、実施計画の策定過程において、各個別事業を検証するため、必要性、事業効果、公益性などさまざまな観点から評価・検討する事務事業評価の考え方を導入することとしております。

今後は、これらの制度の実施を通じて、一層の実効性の確保を図ってまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長、産業振興部長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） ただいま政策実現のための具体的施策をどのような組織体制で考えていくのかということに対しまして、市長から横断的なプロジェクトを組んで対応していくと、こういう回答でございました。

まず、お尋ねいたしますが、この横断的プロジェクトの組織の概要について簡単に説明

していただければと思います。大体何人規模で、あるいはいつから始めていくとかという点について。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 全体の進捗というのは、実施計画等で進捗をチェックしますが、横断的なプロジェクトを組む云々ですが、例えば議会でもいろいろ御質問等いただいております体育館の建設については、体育館の建設の庁内の横断的組織をつくっております。また、先ほどありました焼却場の建設につきましても、横断的な組織をつくっております。また、今後、議会におかれましては、観光等の調査特別委員会も設置されましたので、これらはこれから横断的な組織をつくらなくてはいけないかなというふうに思っております。

そのほかにも、いろんな施策を実施するためには、例えばITの推進本部とか、あるいは行革の推進本部会議とかいう、いわゆる横断的なものを持っておりますので、ものによりましては、そういった横断的なものをつくっていききたいというふうに思っております。

なお、先ほどありました待遇向上につきましても、これは若い方のチームでありますけれども、横断的なチームをつくって、待遇向上に向かっていこうという横断的なものをつくっております。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） それでは確認しますが、要するに個々の施策について、それぞれこのプロジェクトを組んで対応するということですか。

私、ちょっと勘違いしてましたが、私は総合的な政策課題について、何かこういうプロジェクトで対応していくのかと思っておりましたが、個々にやっていくということですね。

さて、その辺で本当にどうなのかと思いますが、ちょっとこのプロジェクトについて特に申し上げておきたいことがあります。今、行政経営品質という言葉があります。この概念の一つに、行政の品質は、提供者である行政が決めるものではなく住民が決めるものである。行政が自己満足した政策、施策を市民に押しつけるのは古いシステムで、この古いシステムでは市民の行政満足度は高まらない。したがって、行政は、市民のニーズを把握し、それを基準として施策を考え、提供する必要がある、そういうシステムを築く必要があると、こう言ってますが、私も全くそのとおりだと思います。

これ、企業に例えれば非常にわかりやすいですね。企業は、ある商品を開発して、そしてそれを市場に出します。企業が、幾ら自信を持って、いいと思っても、市場で消費者がそれを評価してくれないことには全くだめなもので、企業も倒産というような憂き目に遭

う可能性もあるわけですね。ですから、いかに市民のニーズがどういうことであるかという調査をしていくという、こういうことが非常に大事になってくると思いますね。

その点については、パブリックコメントを導入するとかいったようなことも考えておられるようですから、今後そういう方向でやっていくんだらうと思いますが、この点について、特に大事なことなので指摘しておきたいと思います。

それから、このプロジェクトで果たして重大かつ困難な問題、例えば、私は最大の課題と思ってるんですが、やはり地方が栄えるためには、まず雇用の創出というような問題が非常に、私は最大の問題と思ってますが、こういった政策に対して、職員だけで組織したプロジェクトで本当に対応できるんだらうか、職員の知恵で実現できるんだらうかと、こういうことは非常に危惧しております。

それで、去年の6月でしたでしょうか、私、シンクタンクの創設を早急に立ち上げるべきではないかと、こう提案しまして、松浦市長も、そのときは全く同感だと、こういう御答弁をいただきましたが、しかしいまだにその姿は全く見えてこないわけですね。この創設は一体どうなったのかということなんです。後でお答えいただきたいと思いますが、私はやはりこれから政策を考えていく場合に、もう職員だけではなくて、市民の知恵、議会の知恵、それから政策プロの知恵、こういったものをミックスした上でやっていかないと、とても大きな課題の解決には至らないんじゃないかと、こう思ってます。おざなりな策というものしか出てこないんじゃないかと思えます。その点について御答弁をお願いします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 御指摘いただいたいわけゆる市民ニーズ等々でございますけれども、今回の後期基本計画を作成するに当たりまして、逐一議会のまちづくり委員会の方にも御報告申し上げましたが、市民ニーズにつきましては、御報告しましたように、29の項目について、その満足度あるいは重要度等々について分析等もさせていただいて、御報告等もさせていただいたわけでございます。

これは市の施策でございますが、今後、今度は事務事業評価という方向に移ってきますので、これは御指摘のように、事務事業評価について、この事務について満足度はどうなのかといったことについては、これからの研究課題、本年度の実施計画をするための研究課題とさせていただきたいと思えます。

それから、プロジェクトチーム云々でございますけれども、やはりこういう事業、施策の優先度の分析とか、今回の後期基本計画に当たりましては、かなり若い職員も補佐も入れまして、企画が主に調整をしたと、つくったんじゃないで調整をさせていただきましたけれども、かなり企画がそのプロジェクトチームの役割を果たしてくれたのではないかな

というふうに思っております。シンクタンクの役割を果たしてくれたのではないかなと思っておりますし、先ほど市長が申しましたように、最近は、いわゆる政策課題提案とか、あるいは事務改善提案とか、かなりの提案を職員から受けております。また、彼らはそれでまた横断的な、部を超えた研究プロジェクトをつくって、課題政策提案等もしておりますので、そのあたりで昨年の御指摘等々については、それなりに部内の努力はしてきたといったところでございます。

それから、昨年、御指摘ありましたように、賢人会議とか云々というのはありましたけれども、そこまでのところについては、まだ実施等は考えておりません。

以上であります。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今、今津議員、お話がありましたシンクタンクの件、確かに昨年6月に、非常に私も考えていたようなお話内容でございました。

あれから、御承知のような1年間を過ごしてきたわけございまして、ついこの間、実は部内で、こういう形はとれないだろうかという投げかけを実はしております。その折に、どの課長の話だったか部長の話だったかわかりませんが、いわゆる側近行政、側近政治というような形になってはいけないので、その辺を公の機関として、シンクタンクなる、仮称でございますが、そんなようなものが用意できるのかどうか、市長の私的相談機関としてなら可能なのかとか、いやそれだったらこういう弊害があるとかというような、ある程度突っ込んだ議論も実はしておるところでありまして、私も、個々のプロジェクトだけではなくて、横断的に、総合的にいろんな事柄を話し合えていける組織というものが1つは欲しいなと実のところ思っているところございまして、時間もとれてまいりましたので、しっかり研究させてやっていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） この項につきましては、指摘した点を考慮していただきながら、前に進めていただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は教育改革について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、ゆとり教育を見直し、児童の生活を改善し、読み・書き・計算の反復学習を取り入れるべきという御質問にお答えいたします。

議員が例として挙げられた陰山英男教授の実践については、防府市教育委員会でも研究しておりまして、そのすぐれた点についても理解しております。また、市内の各小学校でも、各校の児童の実情を把握した上で、読み・書き・計算のドリル学習を取り入れた実践

をしております。

各学校の教育課程は、学習指導要領の指導内容を実現すべく、児童・生徒の実態を踏まえて、学校長が編成するものとされておりますが、防府市教育委員会といたしましても、その学校の児童・生徒の実態にふさわしい教育課程を学校が独自に創意工夫していくことが重要であると考えております。

山陽小野田市内の全小学校での同一方法による実践は、全国でも初めての実験的な取り組みであります。今後は、その成果の検証を注視しながら、本市教育の参考としていきたいと考えております。

次に、「生活改善・学力向上プロジェクト」の立ち上げについてお答えいたします。

指導方法のさらなる工夫改善のためには、外部の方々の意見を参考にしていくことが効果的であることから、現在、各学校では、保護者や校区の教育関係者等の方々、学校評議員の方々の学校評価並びに授業評価をもとに取り組んでいるところでございます。

特に、基礎学力の向上のためには、各学校の課題に応じた取り組みが重要であることを踏まえ、各学校単位での学校評価、授業評価を参考とした指導方法の工夫改善がより一層推進されるよう指導してまいります。

さらに、本市教育委員会といたしましては、議員御提案の生活改善・学力向上プロジェクトは、基礎学力向上の取り組みとして有意義と考えられますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） それでは、教育長、まず基本的な御認識についてお尋ねするんですが、教育長は、学力低下をもたらしたゆとり教育、これが間違っていたという御指摘がありますが、このことについてどのように認識されておられるのか、お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 学力の低下の問題につきましての御質問でございますが、過去、学習指導要領が大体10年に1回ぐらい改訂されてきたわけでございますが、昭和52年に、今、御指摘のありますようなゆとりと充実という方向でもっての大きな教育課程の方向性が示されまして、実際の教育が展開されました。

昭和26年ごろに1回目の改訂がありまして、それまでに3回ほどあるのですが、これまでは、学力の重視、学力を身につけることについて非常にエネルギーを使って教育を展開してきた。その反省として、もう少し学校生活にゆとりを持った中での、個々の個性を生かしていく方向でという大きな流れがありました。

この辺で、いろんな見方によりますけども、ある意味では、これまで本当に学力オンリ

ーであったものが、それも重視しますけども、それ以上に個性の尊重とか、あるいはゆとりの中での学力を身につけていく等々の動きの中で、やや戸惑いがあったんじゃないかなと思っています。

ただ、今日、現時点で本市の児童・生徒の学力の中で問題がないというわけではございませんが、ちょっと前に、山口県教育委員会から昨年度の学力調査の結果が発表されまして、県のレベル、これに対しまして市のレベルがどうであるかということ进行分析しているわけですが、おおむね良好、あるいは良好という段階になっておりまして、おおむね良好でないとは言えないというのはわずかでございます。

ただ問題は、市内の28校ありますけども、全般としては申し分ないんですが、特定の学校の中にそういった課題を持っている学校がありますし、あるいは同じ学校の中でも教科によって課題を持っているところがございます。ですが、大筋としましては、本市の実態は、おおむね良好あるいは良好という県のレベルでの分析結果に符合しているような感じがします。

ただ、今後課題になってくるのは、基礎学力の問題につきまして、反復訓練の重要性、これはわかり切っているんですが、授業の時数の関係とか、あるいはいろんな諸般の事情の中でなかなか十分にできない問題がありますので、この辺はやはり陰山教授が実践されました反復訓練の重要性、特に時間を限った中で集中的に学んでいくという、ある意味では大変厳しいんですけども、基礎基本に関するものにつきましては、そういう訓練をしていくということも大事じゃないかなと思っています。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） 私がこれを尋ねたのは、このことを十分認識することが、これからの改革のスタートになると思ったからお尋ねしたわけですが、それについて、何か聞いておると、その核心部分が非常にはっきりしませんよね。学力低下をもたらしたゆとり教育が間違っていたという指摘に対して、教育長はどのように評価されておるんですかと、こういうお尋ねをしたんですよ。その辺、もう少し簡単に、わかりやすく言ってもらえませんか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

先ほどから御指摘ありますように、基礎基本にかかわること、すなわち読み・書き・計算と、こういった基礎的なレベルでの学習につきましては、確かに不十分さがございます。

ですが、今日の学力のとらえ方は、そういった基礎基本にかかわる知識あるいは技能というものを身につけるということをベースに置きながら、それを活用する能力とか、学ぶ

ことへの意欲、あるいは関心、自分で考える力、あるいは判断する力、表現する力、あるいは課題を発見してそれを克服していく力等というものを求めているわけですが、この面に関しましては、このゆとり教育の中でかなりの力をつけてきていると思います。基礎基本にかかわるところについて、御指摘の問題があることは、そのとおりだと思っています。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） 教育長、別に文部省の職員じゃないんですから、もう少しはっきり言われたらどうかと思って聞いておりました。

土堂小学校とか、あるいは山口小学校で成果を上げたこの教育実践で、この学力向上プロジェクトの立ち上げ、これはこれから検討していくと、こういうお答えでございましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

山陽小野田市の市長、教育長は、やはりゆとり教育の間違いを認識して、そして非常に感心したんですが、教育に熱い思いを持って取り組んでおられますね。そういうことで、山陽小野田市の子どもたちを何とか明るい元気な子にしようと、こういう思いの中でこれに取り組んでおられるわけです。

だから、そういったことで、防府市の子どもを元気な子にするということで、ぜひ検討していただきたいと。また、このことについては、折々話し合いもしていきながら、私も見守っていきたいと思います。

それと、教育長、一応研究はしてると言われましたが、提案なんですけど、一度、どうでしょうか、さっき紹介しました朝来町の山口小学校、あるいは尾道の土堂小学校、ここに視察に行って、勉強していただきたいと思うんですね。本やら何やらで読むんじゃなくて、やはりそこに行って、その子どもたちがどういう姿をして、どんな目の輝きを持っているかというようなことをぜひ体感してもらいたいと思うんですね。これが一番大事だと思う。ぜひ早急に、私は視察に行って勉強してもらいたいと思いますが、いかがですか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ありがたい御指摘でございますが、ぜひ実際に自分の目で見て、あるいは肌で感じてくることの重要性も再認識させていただきます。

一つ議員さんに御理解いただきたいのは、先ほど申しましたように、教育課程が各学校で作成する、特に学校長の責任のもとに作成していくということが根幹にありますので、教育委員会との絡みがございます。したがって、教育委員会が、これは素晴らしいと思いつつも、単独で、独断で、こうしますというわけにはいかない問題がありますので、校長さん方との話もありましょうし、また生活面の絡みはPTAの方との話も要るでしょ

うし、地域の関係の方との話も要りましょう。

それから、もう一個、今、進めているのが、本市の子どもの学力というのが一体全体どうなってるのかという、種々さまざまやっていますので、先ほど申しましたように、昨年、山口県がやりました学力調査、この全データが返ってきましたから、その中で防府市のところを抜き出して、本当に何がよくて何が問題なのか、あるいは市の皆さん方の大変な温かい御配慮をいただきまして、市の予算を使ってC R Tという観点別の学習状況評価をやっております。これは、16年と17年、小・中ともやってきたわけですが、この2年間の中でどういう傾向があるのか、県の調査とこのC R Tとの関係でどういう関係になっているのか、この学力の実態の把握を今、分析しながらやっておりますので、このことを進めると同時に、陰山先生のこのメソッドのすばらしさも、書面あるいは映像を通して、できることならば実際の現実の場面を拝見できるとありがたいかなと思っております。

もうしばらく時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） ぜひよろしく申し上げます。

それで、今、答弁の中でちょっと言われたところで気になったんですが、この学力の実態を十分把握できてないと、こういうことでしたけれども、これはちょっとゆゆしき事態じゃないでしょうかね。

やはり、今のこの防府市の子どもがどの程度の水準にあるのかということは、つぶさに把握しておかなきゃならない問題だと思うんですが、それができてないということは、私はちょっとこの防府市の教育界も問題があるんじゃないかというような感じを持ちました。ぜひ、この辺改善して、きちんとやれるように体制を組んでやってもらいたいと思います。

それから、市長さんをお願いですが、山陽小野田市は、今、紹介しましたように、非常にすばらしい取り組みをしております。これは、今、実験的な取り組みとしてやっておりますが、たまたまこういう山口県内で、近いところでそういうことをやっておりますので、ぜひ市長さんの立場からも、その取り組みの実態、それからその効果等について、これから出るんですが、よく情報を取りながら、参考にしていこうようお願いしたいと思います。

市長さんは、選挙のときに、これから教育と文化とスポーツに力を入れていくと、それで毎年体育館を1個ずつつくと、こういうことを申されましたが、体育館をつくることも大事ですが、こういった教育の中身を改めていくということはもっと大事ですので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、今後、防府市に必要な人材を育てて、まちの発展に資するというような考えで、

ぜひ取り組んでもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 一つ御理解いただきたいのは、学力の実態を把握していないという意味じゃなくて、全県的な中で、本市がどうなっているかというふうな情報が今まで余りなかったんですね。

というのは、さかのぼってみますと、学力テストという時代がありまして、その問題がありまして、しばらく全県的とか全国的なこういう検査、あるいは調査がなかったわけです。昨年初めて、久しぶりに県の方の学力調査が行われましたので、全県が見えてきますから、その中で防府市はどうなのかというのが見えてくるので、そういった分析をさせていただきたいということ。

それから、生活環境についても、先ほど藤本議員さんの方から御質問ありましたけれども、これも全県的なまとめが出ましたので、この分析もやっています。そして、学力の実態と生活の分析をしながら、次の対応を考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（久保 玄爾君） 以上で2番を終わります。

それでは、大きい3番目の「まち全体を花と緑の植物園」構想について、産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 私からは、「まち全体を花と緑の植物園」構想についてお答え申し上げます。

近年、御指摘のとおり、花づくりや、いわゆるガーデニングに対する市民の関心は高く、さらに団塊の世代の大量退職に伴う「U」ターンにより、ミニ農園的なものに対する需要が予測される中、まことに時宜を得た御提案と考えております。

そこで、市有地や休耕田を市民の協力のもとに活用し、花と緑のまちにはいかがかという御質問でございますが、まず市有地につきましては、それぞれ使用目的を持って所有していることから、そこに花を植栽することにつきましては、克服すべき課題があると思われまます。

次に、休耕田でございますが、休耕田といえども農地であり、本来的には農作物を生産すべき土地でございます。したがって、第一義的には農地として活用し、農産物を生産していただく、このことを土地所有者との協議の中で追求していく必要があると考えております。

しかしながら、昨今のミニ農園等への需要を反映して、主として2つの例外が認められております。1つは、市あるいは農協が特定農地の権利を取得し、農地を借り受ける「特定農地貸し付け」の方法が1つあるわけです。いま一つは、農地だけでなく、あずまや、

農機具倉庫等のレクリエーション施設も含めて整備が可能な市民農園整備の方法がございました。

どちらの方法にいたしましても、場所の選定、所有者の同意、さらには予算の問題が生じてまいります。市民との協働、ボランティア団体の活用とともに、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

そうした中で、農地の所有者自身が、農地を守りながら景観美化に寄与する制度として、景観美化助成の制度がございます。これは、レンゲ、菜の花、コスモス等の景観形成に役立つ作物を生産調整として作付されますと、その面積に応じて、防府・徳地地域水田農業推進協議会が補助金を交付する制度でございます。補助金の額は、10アール当たり5,000円、1ヘクタール以上の連担した農地になりますと、さらに10アール当たり5,000円が加算されます。加えて、生産調整達成交付金が、10アール当たり2,000円が交付されることとなります。

平成17年度の実績では、レンゲ、ヒマワリ、コスモスの3品目について、280戸の農家が制度を活用し、作付面積は55ヘクタール、補助金の額は、景観助成のみですが238万円余りとなっています。市といたしましては、農協等とも協力し、この制度の一層の活用により、四季折々の花による景観形成に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） ただいま桑原部長から、この構想について一応の評価をいただきまして、まことにありがとうございました。

これも触れられましたが、さきの市長の所信表明におきましても、市長は3期目の市政運営の目玉として、市民の参画と協働によるまちづくり、これを申されましたが、この構想は、この柱は、市民がボランティアで花と緑を植栽し、管理をしていくということですので、まさにこの市長の考えに沿ったものであると思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

そこで、問題点として部長から指摘がありましたが、まず休耕田を活用する場合、やはり土地の貸借に関する諸問題というものがあると思います。これらをクリアしながら拡大していくということになるわけですが、それほど神経質に考えることもないと思います。

例えば、3月議会で安藤議員が菜の花プロジェクトという提案をされて、菜の花を各地に植えていくと。私もこれ、非常に昔から考えておったことで、安藤さんと後から話して、これいい考えですねと、私も一緒に協力してやりますからやりましょうということで、早速土地を探したんですね。そしたら、西浦の秋穂大橋の近くに、約1ヘクタールの土地が

見つかりまして、来年の春には、あそこに立派な菜の花が咲く予定ですので、どうぞ請う御期待としていただきたいと思います。

それと、補助金の話も部長からありました。景観美化助成ということで、コスモス、ヒマワリ、レンゲ、ソバ、ヘアリーベッチ、菜の花、チューリップ、こういったものに対して1反当たり5,000円の補助も出るということで、非常に借りやすいということにもなると思いますし、それから、今、やはり後継者がいないものですから、耕作の請負も比較的条件がよくなっているんですね。昔は、1反土地を借りて米をつくれれば、1反当たり1俵の米を地主さんに差し上げるということだった。ところが、そのうち1反につき半俵になって、今は1反につきゼロになって、逆に地主さんから菓子箱をもらうというような、そういう状況になっておりますので、非常に対象の休耕田も増えてきておるといふことだと思います。

それから、市有地の場合、これについては、私はもう少し柔軟に考えてもらったらいいんじゃないかなと思うんです。例えば、私、先日、車でどこか適地はないかということで市内を走りました。ここはいいなと思ったのが、国衛の浜ノ宮なんです。これは、国府中学校の南西に、3ヘク以上あるんじゃないかと思います。この土地が、現在、草だけがぼうぼうと生えた状態で長い間放置されております。

なぜ、こういうことになっているのかといたら、将来ここに史跡公園をつくる計画があるんだと。じゃあ何年後にできるんですかと聞いたら、文化庁の補助金も最近少なくなったので、あと20年ぐらいかかるんじゃないかと。20年間このまま放置しておくなら、その間コスモスでも咲かせて、市民の目を楽しませたらどうですかと申しましたら、それは目的外使用になるから難しいと、こういう答えで、私は思わず、あなたの頭は石でできてるんじゃないかと言いたくなっただけなんですけども、公園ができるまでコスモスが生えておっても、決して目的を損ねることにはならないと思いますし、また、草ならよくてコスモスならだめと、これは一体どういう論理なのか、まさに役人発想、役人根性じゃないかと、こんな気がいたしました。

それで、やはり職員というのは、全体の行政について、目を、気配りをするということで、あいている土地を市民のために有効に使うという、こういう視点が抜け落ちてるんじゃないかと思います。

市長、これどうですかね。やはり職員に対して、もう少し柔軟に考えるよう指導してもらいたいと思うんです。教育的指導をしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 全く私も同感で、私も国衛跡地は何度も行っておりますし、つ

いこの間も、草ぼうぼうでありましたので、少なくとも少しはきれいにするぐらいはしてくれよという指示も出したところでございます。

現実に、あの地には文化庁の長官にも、先般、寒い中でございましたが視察をしてもらいましたし、その前には、文部科学省の副大臣が秘書官を連れて現地も見ていただいたり、私として、かなりのアプローチを試みて、かなりのエネルギーをこの8年間に、国衛跡地については具体的にいろんなことを言いながらやってきたわけなんですけども、現実、できたのは、溝の周りに手すりをつける、歩行者が万が一落ちたときには大けがをするぞということで、手すりをつけるのがようやく認められたぐらいのことで道路の横にですね、あそこの中については、全く現状変更ということについて、国の文化庁、あるいは県当局もかたくなな考えを持っておられるところであります。

議会からさらに強くいろいろ御意見をいただいたということで、また頑張りたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 18番。

18番（今津 誠一君） 余り時間がないのでちょっとあれですが、昔、臨時駐輪場をつくったことがあるんです。このとき、私、やはり言ったんですよ、あの土地があいているんだから、あれ使ったらどうですかと。だけど、これは別の目的で土地を持ってるからだめだと。だめだったら、ちゃんと看板つけて、なぜだめかいうたら、市民がそれをやめるときに、これを残してくれと、こういう要望が必ずあるからつくらんといいですね。そんなばかな話はないじゃないかと。じゃあ、ちゃんと看板でも出して、この本来の土地の目的に供するときになったら、この駐輪場はのけますというような看板書いたらどうですかと。看板に書いて臨時駐輪場をつくったことがあります。それも参考にしてもらいたい。

それと、福岡県の行橋市で、行橋花公園というのがあります。ここは、国有地を市が借り上げて、市民有志と障害者が「花公園をつくろう実行委員会」というのを結成して、ここが植栽管理をしております。やはり、これは国有地を借りてやっているわけで、これはできないことはないと思うんですね。ここは1万5,000平米の敷地に、春はチューリップが3万本、それから菜の花、秋はコスモスが咲いていると、こういう例があります。

ですから、文化庁によく説明していけば、十分理解してもらえらんだと、こう思いますので、そういう熱意のある姿勢で上を説得してもらいたい、このように思います。

もう時間でございます。最後に市長にお願いがございますが、武者小路実篤の言葉に、「天に星、地に花、人に愛」という言葉があります。防府の地に市民の手で花を咲かすこの構想を、愛を持って支援していただきたいということをお願いいたしまして、私の質問

を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、18番、今津議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、10番、重川議員。

〔10番 重川 恭年君 登壇〕

10番（重川 恭年君） それでは、本日最後の質問になりました。しばらくの間、御辛抱願いたいと思います。

新人クラブの重川恭年でございます。通告に従って、大きく2点の御質問をいたしたいと思っております。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず、第1点目に、市内カネボウ跡地に進出計画のあります大型商業施設についてでございます。

現在、市の中心商店街と称される通りは、御多分に漏れずというか、御承知のように、非常に疲弊しております。この原因は、社会情勢の変化、とりわけ車社会の進展等が言われておりますが、そのような状況下において、大型店、いわゆる郊外型大規模商業施設の影響が大きく響いているとも言われております。このことは、何も防府市に限ったことではなく、北は北海道から南は鹿児島、沖縄に至るまで、全国共通の課題であります。

そのような中において、防府市では、今、第三次総合計画を策定し、着々とまちづくりを進めておられるわけでありまして、去る4月には、後期5カ年の基本計画が示されました。その数値目標の中には、今後検討すべきというか、実行していかなければならない数々のことが盛り込まれております。

例を挙げると、商店街の市内吸引率を今後5年間で40%から50%に引き上げる、販売額を10年間で190億円から224億円とする、中心市街地の通行者数を1日当たり1万5,000人から1万7,000人にする、これは5年間でございますが、そして防府市中心市街地活性化基本計画 これは平成11年度策定でございますけれども、を踏まえ、中心市街地において、大型店と小売商店街との共生を図るということが書かれております。

そこで、お尋ねでございますが、不幸にして現在再生中のカネボウであります、防府工場の敷地が幾つかに分割され、それぞれ特徴のある会社により買収され、また操業されておるわけでございますが、このことはまことにうれしいことと言わざるを得ませんが、その残地であったところのことでございます。いわゆるB地区と称される用地でございます。当該用地のことは、新聞等報道で見聞いたしましたが、取得面積約9万平米、取得先はイオン系のロック開発株式会社となっております。

そして、その取得後が問題でございまして、ロック開発では、当該用地に延べ床面積4万平米、駐車約3,000台のロックシティー防府、いわゆる郊外型の大規模商業施設、通称大型店の建設があるということでございます。

これは、県下でも最大級の大型商業施設と言われております。現在、駅南に位置する防府サティの店舗面積が2万5,300平米。それから、北のイズミ防府店、これが1万5,500平米と言われておりますから、両者を合わせた規模でございます。ここに来て、また4万平米のでかい大型商業施設の進出計画であるわけでございます。

国は、今まで大型商業施設に対する規制緩和策を次々に行ってきたておりました。それを申し上げますと、1974年といいますから昭和48年、約32年前にさかのぼるわけでございますが、大規模小売店舗法、いわゆる大店法施行で1,500平米以上を規制したことに始まっております。

その後、だんだん規制が強化されてきて、日米構造協議や米国の小売業界、トイザらスの日本進出、そして規制緩和推進計画の閣議決定などを受け、1998年には、ついに中心市街地活性化法や改正都市計画法が施行され、2000年には大店法が廃止され、そして今度はそれが大店立地法に変わり施行されてきております。

ところが、現状のまま、今の状態を放置すれば、日本の社会、とりわけ商店街と名のつく中心市街地は皆無となってしまう、また衰退は火を見るよりも明らかであるとの認識から、今回の国会でまちづくり三法の改正がなされたわけであると認識いたしております。

その改正の主な点は、中心市街地の活性化とコンパクトシティー実現のため、1万平米超のスーパーや大型商業施設の郊外への出店が原則認められなくなる。それは、市町村が指定する用途地域のうち、今まで規制されていた住居専用地域などに加え、第2種住居地域や準住居地域、そして工業地域が規制されるわけでありまして、要は市街地中心部に位置する商業と近隣商業地域等に大型店は出店できないと、こういうことでございますが、残念なのは、国会でのまちづくり三法改正の折に検討されたと言われております準工業地帯、準工業地域が規制対象から外れていることでもあります。

これは、私見ではございますけれども、やはり準工業地帯には、大型商業施設が張りつくことはふさわしいことではないのではないかという思いがいたしております。準工業地域にふさわしい企業なり産業が進出することがよいのではないかとこの思いがいたしております。

そこで、市の執行部当局におかれましては、当該用地に対する企業間の売買に関して、どのような関与というか仲介というか、それがされたのか、それまでのことはなくても、どの程度情報をキャッチしておられたのか。そして、私企業の用地ではあるが、防府市と

して企業誘致に關与し、努力されたのか。今回、最終的にロック開発がB地区の取得をしたわけですが、それに至るまでの経緯をお知らせ願いたいと存じます。

次に、今まで中心市街地の都市基盤の整備に約500億円規模になると言われております投資が行われ、徐々にではありますけれども、防府市におけるコンパクトシティー化に順応できる体制に移りつつあるわけでございます。

そして、今まさに完成し、グランドオープンも間近に控えた再開発ビル、ルルサスであります。これに投入した市の初期投資額、これは税金であると理解していいと思いますけれども、34億5,000万円。そして、今後毎年支出が必要となる維持管理費、いわゆるランニングコストでございますけれども、市の職員の人件費を除いて、毎年3億近くかかると言われております。

一般消費者としては、安くてよい品、雨天時にも雨に濡れず楽しく買い物ができる、それはよいことだと思いますし、そのような大型店ができれば、そのところに流れるでしょうが、問題なのは、高齢者や交通弱者、そして中心市街地まちづくり等に投入してきた多額の税金もあるわけでございます。この街なかに集中してきた中心市街地のまちづくりとの整合性が、郊外型大規模商業施設の進出で破壊されるのではないかと懸念いたしておりますが、当局の所見をお尋ねいたします。

それから次に、大きい2番目の質問でございますが、古墳の保存についてでございます。

市内には、県下でもまれに見る古墳が点在しております。その数80数カ所とも言われておりますけれども、大きいものとしては大日古墳や岩畠古墳、そして街なかにあります車塚古墳、そして鑄物師古墳、こういうものなのでありますが、これらの保存管理を十分に行い、子どもたちや大人、一般市民が目にする機会を与え、生きた教育教材、生涯学習教材としてもらいたいと思うものでございます。そして、ふるさと防府を見つめなおす郷土学習の一環に活用してもらいたいと思っております。

私は、6月初旬の日曜日、私がかつて学んだ玉祖小学校裏の通称二六台に登りました。そして、子どもころ遊んだ向山古墳群を見にいったわけでございますけれども、古墳入り口の看板もなく、登山道から10数メートルわき道を入るわけですが、人の背丈以上の高さの雑草が生い茂り、行く手をふさいでおりました。

地区の奇抜な方のお骨折りで刈り払われましたが、この向山古墳群における3号墳は、古代古墳時代後期のものであり、防府市の史跡に指定されております。直径17メートル、高さ3.5メートルの円墳で、主体部は前室を持つ横穴式石室であり、昭和30年代に多くの須恵器や装身具などを出土しております。それは、器台とか、高坏、長頸つぼなどの須恵器と、金環、銀環の耳飾り、そして勾玉、鉄製の馬具、こういうものなどでございま

す。現在、国衛発掘事務所に保管されておるといふふうに聞いております。

この3号墳は、まれに見る、盗掘されずに貴重な品々のごく最近、いわゆる昭和30年代に出土し、注目に値すると言われておりますが、前述のとおりで、一般市民が目にすることはありません。

そのほか、大日古墳や岩畠古墳も見ごたえのあるものでありますし、街なかに存在する車塚古墳や鑄物師古墳も、天下に誇れる地方有力者の墓として、その歴史的価値は大きいと言われておりますが、子どもたちはもとより、一般市民の目にも余り触れられておらないのではないかと思います。

ぜひ市民が気安く行って見られるように管理・保存対策を講ずるべきであると思いますが、いかがでしょうか。また、現状の対策はどうなっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 10番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、大型商業施設の進出と、中心市街地づくりの整合性についての御質問にお答えいたします。

まず、カネボウ防府工場跡地の用地を取得された経緯についてでございますが、この用地の売買につきましては、カネボウ再生の支援を行ってございました株式会社産業再生機構の主導で行われたものでございまして、これらに関する情報は、決定した後、開示されてまいりました。

昨年7月に土地の入札要綱が不動産業者等に配布されましたが、その中で、A、B、Cに分けて売買することや、入札の期限などのスケジュール、入札条件などが示されておりました。その後、スケジュールに従って売買の交渉が行われた模様でございますが、その間の経緯、相手企業等の発表はなく、結果としてロック開発株式会社が買収されたわけでございます。

この土地につきましては、産業再生機構によるカネボウ再生のための営業譲渡等が行われた過程で、結果として土地のみで売却されることとなったものであり、市はこの土地に対する企業誘致活動は一切行っておりません。

次に、2点目の郊外の大規模商業施設と中心市街地のまちづくりの整合性についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市は防府駅周辺の都市基盤整備を最重要課題として取り組んでまいりまして、連続立体交差事業以来、再開発事業ルルサ防府の完成により、駅周辺の

景観は見違えるように一新され、県央部の中核都市の顔としてふさわしいものになってまいりました。

そして、ルルサス防府につきましては、中心市街地活性化の核として期待も大きかったことから、市立防府図書館の移設や地域協働支援センターの整備、街なか居住の推進など、市といたしまして可能な限り、にぎわいの創出に最大限の配慮をし、全力で取り組んできたところであります。このことは、これらの施設を内蔵するルルサス防府が、中心市街地のにぎわい再生のため、大きな役割を果たしてくれることを期待すればこそのございます。

こうした状況の中、カネボウ跡地にロック開発株式会社が出店を予定されておりますが、本年2月28日、会社の方とカネボウの不動産担当部長が本市にお見えになった際、私の方から、本市が中心市街地の活性化を最重要課題として、都市基盤整備に長い年月をかけて取り組んできたことや、街なかのにぎわい創出の核として再開発事業に取り組んでいることなどについて詳しくお話をいたしまして、お話のような大規模開発は、私個人としては反対であり、まことに遺憾である旨、直接お伝えしているところであります。

本市の商業環境を見ますと、山口県が実施した買い物動向調査による本市の購買力は、平成3年調査以降、市外への流出増加の傾向が見られ、特に旧山口市への流出は、買い物動向調査のすべての品目で増加しており、各品目の流出率の平均は、平成3年2.4%に対しまして、平成14年には6.4%と、3倍近くに増加しております。

また、1万平方メートル以上の大型店の出店状況を見ますと、旧山口市は5店舗で、床総面積は7万2,877平方メートルに対し、防府市は2店舗で、床面積は4万821平方メートルとなっております。以上のことから、防府市内の消費が他市の大型店に流出していることも考えられ、市外に向かっている消費を市内に呼び戻すことも大切なことではないかと思っております。

現実に、カネボウ跡地に大型商業施設が出店された場合には、中心市街地の商店街やサティ等大型店との間に厳しい競争が起こることが予測され、この大型店の出店は、消費とにぎわいが分散されるという懸念もありまして、私として胸の痛む思いでございますが、一方、消費者にとっては、商業施設の選択肢が増え、利便性が高まり、同時に、市外からの買い物客の増加や、さらには新たな雇用が創出されるという側面もございまして、私としては、まことに複雑な思いでございます。

本市の活性化に向けて、今後も引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方の御協力とお力添えをお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、教育次長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） それでは、今、経緯についての御回答をいただきました。ありがとうございました。

ただ、私の気持ちでございますが、これはもう結果論ですから、ここについては御回答は要りませんけれども、民対民の売買ということで、これは言ってしまうえばそういうことでしょうけれども、市内に広大な遊休地が出現した、そしてそれが売却対象である、準工業地帯であるということであったので、市の行政の一環として、当然企業誘致というものも含まれておるわけです。そういうのが民と行政あるいは産業再生機構と市の間で、準工の利用あるいは広大な遊休用地、この辺の話ができなかったんかなということが悔やまれて仕方がないわけでございます。

その経緯は経緯として、ちょっと1点お尋ねいたします。改正後のまちづくり三法の1つに、中心市街地活性化法で、都市機能を街なかに集中させ、中心市街地活性化のためコンパクトシティを目指し 内閣総理大臣の認定を受けたら多くの優遇措置が盛り込まれている措置があるわけですが、その内閣総理大臣の認定を受ける、いわゆる中心市街地活性化基本計画を立てる計画、これがないのかどうかお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） いわゆる新法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定、これを受けるためには、市内にございますすべての準工業地域を特別用途地区にというふうに規制をかけるということが、これが絶対条件になっているわけなんです。この規制をかけるということは、地価に影響を与える、あるいは私的財産権に侵害していくということにもつながるわけで、地権者の多くの方々の了解をとることが絶対に必要なことになってまいるわけでありまして。

また、この特別用途地域の指定を準工業地帯に、防府市が他市に先駆けて規制をかけるという行為を行ったと仮定いたしますと、大規模集客施設が防府市を避けて、他市の方へつくっていくということにもなりかねないというふうに考えておりまして、慎重な判断あるいは対応をしていかなければならないことではないかと、こんなふうに思っております。

現在の基本計画は、実は御存じのとおり平成12年に、ついこの間です、平成12年に10年間の事業計画を立てて、中心市街地の活性化に向けて、その立てたときも莫大なエネルギーを使って立てたわけでありまして、その後も粛々と推進してきているわけでありまして、新中活法が、この9月ごろ基本方針が閣議決定される予定のようでございますので、その状況を見きわめた上で対応していかなくてはならないかなと、そんなふうに感

じているところであります。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） 私が言いました中心市街地活性化基本計画は、要は特別用途地域の指定と一体になってると。ですから、今の部分だけじゃあかけられませんよと。ですから、準工業地域を全部指定しなければいけないと。それは、今申し述べられました私的財産権あるいはいろんな今述べられました問題を含んでるので、すぐすぐというわけにはいかないと、こういう理解でよろしゅうございますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） それともう一つ、本市だけが先行してそういう形で入り込んでいきますと、大型施設が本市を避けて、もっと周辺の、より遠隔のところ立地されていくというおそれもあるわけなので、全国でいろんな例があるようでございますけども、広域で事を考えていくといいですか、県でも今その指針を出すべくいろいろ協議に入っておられるやに聞いておりますので、そういうふうな広域な対応がとれていくことなども、どういうふうな状態になっていくのかわかりません。そこら辺もよく見きわめながらしていかなきゃいけないことではないかと。主に2点のクリアしなければならない大きな課題があると、こういうことでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） その計画の件につきましては了解いたしました。

それから、次に質問したいと思うんですが、今市長のおっしゃった小売商業者の立場と、それから、いわゆる大資本というか、大型店の立場、経営戦略というか、それと一般市民というか、消費者の立場の違いというものは常にあるわけでございまして、一応理解しているつもりでございます。

現在、郊外大型店の進出はよしとしないということで、国はまちづくり三法の見直しを行ったのではないかとこのように私なりに解釈しておるわけでございますが、全国各地で、現行改正前の法適用も行って、郊外進出をくい止めようとしているところもあるわけでございますが、防府市ではそれが可能かどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 防府市では、御存じのとおり区域区分を設定しておりますので、現行法に適合する限りにおいて、進出を食い止めることは困難であると、このように基本的に思っております。

ただ、法的拘束力はございませんが、独自の条例を制定して出店を規制しているところも全国であるようでございますが、このことにつきましては、先ほど申し上げましたよう

に、広域的な観点が見極めて大切でございまして、現在、山口県で検討委員会を立ち上げて、大型店の立地に関するガイドラインなるものの策定に向けて検討中ということでございますので、その動向を見きわめていきたいと、このように考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） それじゃあ、現行法ではいろんな無理があるということで理解いたしました。

それでは、仮に現行法あるいは改正法で規制できないということになった場合、出店する大型店に対して、環境の保全と地域への貢献活動、これにはいろんなやり方というか、手法というか、これがあると思うんですが、そういうものを課すると、こういうことは考えられないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） その大型小売店の地域貢献などの社会的責任を、特定の事業者が地域への貢献を具体的に求めるという現行法令はないと、このように思います。

御質問の趣旨は、郊外出店に規制をかけることができないにしても、それにかわる考え方として、地域への貢献を何とか頼んでいくことはできないかというような御趣旨ではないかと思うわけですが、本市では、いろいろな企業さんに対して、フリーマーケットやまちの活性化等に対する、いわゆる愛情防府運動のような活動事例もありますし、地域貢献活動というものはそれぞれ行ってもいただいておりますし、こんなふうに感じているわけでございます。

大規模小売店舗に対する、環境保全などを含めた地域への貢献活動を課することにつきましては、私の頭の中では、ちょっと具体的な小さいことはわからない面もありますが、担当の方に何か考えがあるかどうかわかりませんが、今後の検討の中に入れていただきたいなと思っております。

もちろん、交通の規制とか、交通量の動向のこととか、あるいは騒音とかいろんなことについては、十分管理するようには申してはございますけれども、その程度のことでございます。

議長（久保 玄爾君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、地域貢献についてという御質問の中で、市長答弁いたしましたけれども、とりわけ今、環境問題等につきまして、各地でいわゆる大店舗が進出するとかというときに取り組みがなされております。

例えば、北海道の、これは道を挙げてのガイドラインでございますけれども、地域との連携というのはもちろんのことですけれども、環境とか防災とか等々含めましてのガイドライ

ンを北海道庁が設定しております。そういった中での事例もございますので、今後、いろいろ研究、参考にしながら、本市として対応すべき点があるとするならば、その辺は研究させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） 今、私も新聞の記事、切り抜きなんかを持っておるわけですが、いろんなところで、これは福島から鳥取、北海道、福岡、熊本、いろんなところでいろんな規制や社会貢献活動、こういうものがなされてるよということが記事に載っております。そういうことで、先ほどから検討、調査するというところでございますんで、各地の例もいろいろ調べて、検討もしていきたいと思えます。

それでは、最後に、これは要望になると思えます。

先ほどから市長がおっしゃったように、防府市内に進出できなかつたら、そしたら隣の周南市あるいは山口市、そういうところに行くよとなったときに、防府市民の、あるいは消費者の心理として、どう行動するかということもでございます。

いずれにしても、この問題は難しい問題であると思えます。

国も今まで一貫して、右肩上がりの経済を前提に都市の郊外化というか、市外化というか、これを進めてきておったと思えます。今、初めて、少子・高齢化あるいは昨年からの人口減少、そして私が壇上で申し上げました財政投資の効率化、促進化、土地利用と基盤施設整備の効率化、こういうことによって、公共公益施設なども含めた都市機能を中心市街地に誘導することを基本理念として明確に打ち出したのが今回の三法の改正であろうというふうに思っております。

コンパクトシティー構想としてかじを切り始め、まちづくり三法の手直しを行ったと、まずこれも手始めだというふうに私は理解しております。本市においても、この国の方針に沿ってコンパクトで集約型都市、中心市街地活性化型地方都市となるよう、あらゆる施策をとっていただきたい。

ただ、コンパクトシティーとして、防府市をコンパクトシティーと位置づけた場合、また、その中心部が駅周辺ということになるわけですが、私のように市の周辺、過疎地に、今、過疎地になってるんですが、そういうところから市の中心部だけに集中させてもらおうと、周辺部切り捨てにもつながりかねないんで、その辺も含めた街なか居住ということも考えてほしいというふうに思っております。

生まれ育ったこのまちが、未来永劫というか、末代まで、いつまでも光輝いてほしいということを願って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、大きい1番は終わりました、次は2番の古代遺跡の保存について、教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 古代遺跡の保存についての御質問にお答えいたします。

先ほど議員さん御指摘をいただきましたが、防府市内には、6世紀から7世紀にかけての約80基の古墳が現存しておりますが、国や市の指定となっている重要な古墳につきましては、順次、案内板や説明板を設置してきたところでございます。

御質問の中の向山古墳につきましては、案内板や説明板が老朽化いたしましたので、現在修理を行っております、所有者の承諾もいただきましたので、8月中には設置を完了する予定でございます。

次に、教育教材といたしましては、小・中学生を対象とした校外学習で古墳を見学したり、出土品を教材とした出前授業を行ったりしているところでございます。

今後とも、郷土の歴史を語る重要な文化財として、文化財保護指導員による巡視を継続するとともに、所有者の御理解、御協力も賜りながら、適正な管理・保存に努めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（重川 恭年君） 今、教育委員会の方から、適正な管理・保存に努めていくという回答をいただきました。

私も壇上で申し上げましたが、行ってみたら状態が悪かったということで、早速文化財保護課の方に、車塚古墳、それから鋳物師古墳、岩畠古墳、大日古墳、案内していただきました。非常に立派な古墳でございます。

ただ、これがもう少し管理が行き届いておれば、本当にいいなという感じがいたしましたので、ぜひ適正な管理・保存に意を尽くしていただきたいということを要望して、2点目の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、10番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4時40分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年7月3日

防府市議会議長 久保玄爾

防府市議会議員 伊藤央

防府市議会議員 松村学